

平成30年2月22日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

議案

番号	件名	主管課
1	平成30年度山口県一般会計予算についての意見の申出について（報告承認）	教 育 政 策 課
2	平成29年度山口県一般会計補正予算（第5号）についての意見の申出について（報告承認）	教 育 政 策 課
3	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教 育 政 策 課
4	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教 育 政 策 課
5	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教 育 政 策 課
6	山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）	教 育 政 策 課
7	山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教 職 員 課
8	山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	高 校 教 育 課
9	文化財の県指定及び指定解除について	社 会 教 育 ・ 文 化 財 課

議案第1号

平成30年度山口県一般会計予算についての意見の
申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認
を求めます。

平成30年（2018年）2月22日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平 2 9 教 政 第 1 0 1 8 号

平成 3 0 年 (2018 年) 2 月 1 9 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 3 0 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

平成 3 0 年 2 月 1 6 日付け平 2 9 財 政 第 1 0 7 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 平成 3 0 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 9 年度山口県一般会計補正予算 (第 5 号)
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

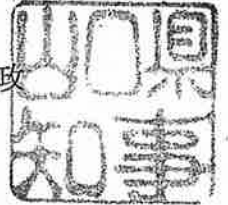
平 2 9 財 政 第 1 0 7 号

平成 3 0 年 (2018年) 2 月 1 6 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 3 0 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に
関する意見について

平成 3 0 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 3 0 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 9 年度山口県一般会計補正予算（第 5 号）
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

平成30年度山口県一般会計予算

教育委員会

■歳出予算

(単位：千円)

款・項・目・事項名	当初予算額	当初予算額の財源内訳			
		国支出金	地方債	その他	一般財源
款) 教育費	132,729,481	23,161,821	9,725,000	4,726,697	95,115,963
項) 教育総務費	21,221,650	2,719,043	6,790,000	1,012,205	10,700,402
目) 教育委員会費	7,163	0	0	0	7,163
事項) 教育委員会運営費	7,163				7,163
目) 教育総務費	5,354,004	2,494,602		836,339	2,023,063
事項) 職員給与費	2,598,655	0	0	818,603	1,780,052
事項) 教育庁運営費	51,137	2,067		1,785	47,285
事項) 文教施策普及費	403				403
事項) 文教施設整備指導費	3,104	3,100		4	
事項) 奨学法人助成費	17,435	648		15,547	1,240
事項) 県立高校生等奨学事業費	258,553	86,184			172,369
事項) 県立高校等就学支援事業費	2,402,688	2,402,603		85	
事項) 義務教育課運営費	22,029			315	21,714
目) 教職員及び学校管理費	14,820,367	16,691	6,790,000	128,462	7,885,214
事項) 教職員福利厚生費	4,686				4,686
事項) 教職員健康管理費	80,732			4	80,728
事項) 教職員住宅管理費	18,441			45,480	△ 27,039
事項) 共済組合事務費交付金	84,628				84,628
事項) 学校管理費	72,506	16,691	0	69,662	△ 13,847
事項) 教職員人事給与管理費	12,990			12,307	683
事項) 教職員退職手当給付費	13,942,683		6,790,000		7,152,683

(単位：千円)

款・項・目・事項名	当初予算額	当初予算額の財源内訳			
		国支出金	地方債	その他	一般財源
事項) 災害補償費	96,081			1,009	95,072
事項) 児童手当給付費	507,620				507,620
目) 教育指導費	739,804	158,869	0	43,143	537,792
事項) 学校指導管理費	4,671	1,083	0	8	3,580
事項) 教科指導充実費	530				530
事項) 教育内容研究推進費	130,203	14,378	0	518	115,307
事項) 幼児教育充実費	1,999	1,700			299
事項) 児童生徒健全育成費	511,279	141,428	0	39,272	330,579
事項) 教職員資質向上対策費	3,544	280		3,345	△ 81
事項) 情報教育推進費	87,578				87,578
目) 教育振興費	78,778	48,881	0	0	29,897
事項) 特別支援教育振興費	77,998	48,881			29,117
事項) 定時制通信教育教科書等給与費	460				460
事項) 産業教育振興費	320				320
目) 教育研修所費	152,110	0	0	4,261	147,849
事項) 教育研修所管理運営費	87,350			446	86,904
事項) 教職員等研修費	30,432			3,780	26,652
事項) 新規採用教員等研修事業費	22,258				22,258
事項) 教育調査研究費	605				605
事項) 教育相談実施費	11,465			35	11,430
目) 恩給及び退職年金費	69,424	0	0	0	69,424
事項) 恩給及び退職年金	69,424				69,424
項) 小学校費	42,201,898	11,242,858	0	1,044	30,957,996

(単位：千円)

款・項・目・事項名	当初予算額	当初予算額の財源内訳			
		国支出金	地方債	その他	一般財源
目) 教職員費	42,201,898	11,242,858	0	1,044	30,957,996
事項) 教職員給与費	41,810,851	11,181,260		1,036	30,628,555
事項) 非常勤職員給与費	274,205	61,598		8	212,599
事項) 教職員旅費	116,842				116,842
項) 中学校費	26,488,382	6,979,354	0	8,334	19,500,694
目) 教職員費	26,488,382	6,979,354	0	8,334	19,500,694
事項) 教職員給与費	26,048,750	6,898,507		8,332	19,141,911
事項) 非常勤職員給与費	297,121	80,847		2	216,272
事項) 教職員旅費	142,511				142,511
項) 高等学校費	25,956,678	134,057	1,091,000	2,961,068	21,770,553
目) 高等学校総務費	22,385,997	133	0	2,798,635	19,587,229
事項) 教職員給与費	21,482,962	133		2,798,297	18,684,532
事項) 非常勤職員給与費	762,174			338	761,836
事項) 教職員旅費	140,861				140,861
目) 全日制高等学校管理費	1,774,484	7,009	0	162,391	1,605,084
事項) 財産管理費	334,916				334,916
事項) 産業教育設備費	135,840				135,840
事項) 理科学教育設備費	8,170	4,085			4,085
事項) 一般管理費	966,021	2,924		74,247	888,850
事項) 実験実習費	329,537			88,144	241,393
目) 定時制高等学校管理費	28,641	0	0	42	28,599
事項) 一般管理費	28,641			42	28,599
目) 実習船運営費	82,566	0	0	0	82,566

(単位：千円)

款・項・目・事項名	当初予算額	当初予算額の財源内訳			
		国支出金	地方債	その他	一般財源
事項) 実習船運営費	82,566				82,566
目) 学校建設費	1,681,903	126,915	1,091,000	0	463,988
事項) 校舎改築費	1,087,195	46,337	694,000		346,858
事項) 大規模改造事業費	103,148		52,000		51,148
事項) 施設改造費	127,010	80,578			46,432
事項) 土地購入整備費	364,550		345,000		19,550
目) 通信教育費	3,087	0	0	0	3,087
事項) 一般管理費	3,087				3,087
項) 特別支援学校費	14,710,008	1,981,568	1,844,000	399,204	10,485,236
目) 特別支援学校費	14,710,008	1,981,568	1,844,000	399,204	10,485,236
事項) 財産管理費	87,290				87,290
事項) 施設整備費	2,288,950	223,451	1,844,000		221,499
事項) 一般管理費	203,956	0	0	1,555	202,401
事項) 実験実習費	22,213			3,620	18,593
事項) 教材費	66,852				66,852
事項) 設備充実費	14,079				14,079
事項) 教職員給与費	10,574,372	1,483,473		5,375	9,085,524
事項) 非常勤職員給与費	297,711			62	297,649
事項) 教職員旅費	34,408				34,408
事項) 就学奨励費	548,428	274,644			273,784
事項) 通学対策費	571,749			388,592	183,157
項) 社会教育費	1,549,129	60,558	0	149,902	1,338,669
目) 社会教育総務費	926,382	49,989	0	120,641	755,752

(単位：千円)

款・項・目・事項名	当初予算額	当初予算額の財源内訳			
		国支出金	地方債	その他	一般財源
事項) 職員給与費	849,143	44,163	0	94,397	710,583
事項) 社会教育運営費	3,634			1	3,633
事項) 生涯学習活動推進費	37,494	4,226		4,226	29,042
事項) 成人教育振興費	1,021				1,021
事項) 青少年教育振興費	2,478			2,138	340
事項) 県民運動推進費	113				113
事項) 人権教育管理運営費	2,827			4	2,823
事項) 人権教育調査研究費	1,486				1,486
事項) 学校人権教育推進費	4,270	1,600			2,670
事項) 社会人権教育推進費	3,554				3,554
事項) 高等学校等進学奨励費	20,362			19,875	487
目) 文化財保護費	99,034	9,230	0	2,633	87,171
事項) 文化財保護対策費	56,913	7,021		840	49,052
事項) 埋蔵文化財対策費	42,121	2,209		1,793	38,119
目) 社会教育施設費	523,713	1,339	0	26,628	495,746
事項) 青少年健全育成施設管理運営費	237,125			214	236,911
事項) 図書館運営費	166,718	1,339		2,995	162,384
事項) 青少年健全育成施設整備費	22,838				22,838
事項) 文書館運営費	10,611			18	10,593
事項) 博物館運営費	63,385			1,463	61,922
事項) 博物館企画展等開催費	23,036			21,938	1,098
項) 保健体育費	601,736	44,383	0	194,940	362,413
目) 保健体育総務費	478,461	7,967	0	157,808	312,686

(単位：千円)

款・項・目・事項名	当初予算額	当初予算額の財源内訳			
		国支出金	地方債	その他	一般財源
事項) 職員給与費	157,429			6,401	151,028
事項) 管理運営費	2,577				2,577
事項) 学校保健管理指導費	155,646	3,806			151,840
事項) 学校安全管理指導費	162,809	4,161		151,407	7,241
目) 体育振興費	123,275	36,416	0	37,132	49,727
事項) 学校体育振興費	123,275	36,416		37,132	49,727
款) 災害復旧費	60,000	0	60,000	0	0
項) 学校施設等災害復旧費	60,000	0	60,000	0	0
目) 学校施設災害復旧費	60,000	0	60,000	0	0
事項) 県立学校施設災害復旧事業費	60,000		60,000		
教育委員会合計	132,789,481	23,161,821	9,785,000	4,726,697	95,115,963

■債務負担行為

事項	期間	限度額 (千円)
県立周防大島高等学校寄宿舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	平成30年度から平成31年度まで	644,077
県立下関工科高等学校校舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	平成30年度から平成31年度まで	808,117
県立田布施総合支援学校校舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	平成30年度から平成31年度まで	728,685
県立宇部総合支援学校校舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	平成30年度から平成31年度まで	1,416,788
県立県央部多部制定時制高等学校校舎建設に係る設計委託の年度を越える事業を一括契約すること。	平成30年度から平成31年度まで	72,577

議案第2号

平成29年度山口県一般会計補正予算（第5号）についての
意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認
を求めます。

平成30年（2018年）2月22日

山口県教育委員会

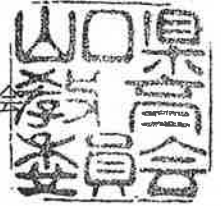
教育長 浅原 司

平 2 9 教 政 第 1 0 1 8 号

平成 3 0 年 (2018年) 2 月 1 9 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 3 0 年 2 月 山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

平成 3 0 年 2 月 1 6 日 付け 平 2 9 財 政 第 1 0 7 号 で 意 見 を 求 め ら れ た 下 記 の 議 案 に つ い て
は、異存ありません。

記

- 1 平成 3 0 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 9 年度山口県一般会計補正予算 (第 5 号)
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

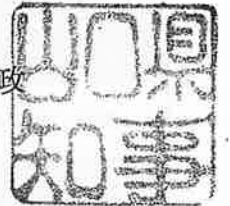
平 2 9 財 政 第 1 0 7 号

平成 3 0 年 (2018 年) 2 月 1 6 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 3 0 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に
関する意見について

平成 3 0 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 3 0 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 9 年度山口県一般会計補正予算（第 5 号）
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

平成29年度山口県一般会計補正予算（2月補正）

教育委員会

■歳出予算

（単位：千円）

款・項・目・事項名	現計予算額	補正額	補正額の財源内訳				補正後の額
			国支出金	地方債	その他	一般財源	
款) 教育費	133,990,675	△ 3,823,773	△ 419,340	△ 1,796,500	△ 136,210	△ 1,471,723	130,166,902
項) 教育総務費	21,184,531	△ 1,312,156	△ 178,234	△ 1,056,700	△ 3,734	△ 73,488	19,872,375
目) 教育委員会費	7,006	△ 2,457				△ 2,457	4,549
事項) 教育委員会運営費	7,006	△ 2,457				△ 2,457	4,549
目) 教育総務費	5,494,540	△ 172,508	△ 127,794		△ 2,056	△ 42,658	5,322,032
事項) 職員給与費	2,659,716	△ 11,314			△ 917	△ 10,397	2,648,402
事項) 教育庁運営費	67,102	△ 7,484	△ 419		△ 1,099	△ 5,966	59,618
事項) 文教施設整備指導費	3,105	△ 1			△ 1		3,104
事項) 奨学法人助成費	18,333	△ 1,668	△ 648			△ 1,020	16,665
事項) 県立高校生等奨学事業費	277,134	△ 37,821	△ 12,608			△ 25,213	239,313
事項) 県立高校等就学支援事業費	2,446,604	△ 114,140	△ 114,119		△ 21		2,332,464
事項) 義務教育課運営費	22,125	△ 80			△ 18	△ 62	22,045
目) 教職員及び学校管理費	14,657,808	△ 1,056,428	△ 4,563	△ 1,056,700	3,331	1,504	13,601,380
事項) 教職員福利厚生費	8,794	△ 3,664				△ 3,664	5,130
事項) 教職員健康管理費	80,830	△ 4,058			△ 1	△ 4,057	76,772
事項) 教職員住宅管理費	5,182	△ 1,339			1,381	△ 2,720	3,843
事項) 共済組合事務費交付金	89,268	△ 6,037				△ 6,037	83,231
事項) 学校管理費	24,504	△ 4,771	△ 4,563		40	△ 248	19,733
事項) 教職員人事給与管理費	13,951	△ 127			1,908	△ 2,035	13,824
事項) 教職員退職手当給付費	13,820,117	△ 1,011,682		△ 1,056,700		45,018	12,808,435
事項) 災害補償費	81,727	△ 1,120			3	△ 1,123	80,607

(単位：千円)

款・項・目・事項名	現計予算額	補正額	補正額の財源内訳				補正後の額
			国支出金	地方債	その他	一般財源	
事項) 児童手当給付費	533,435	△ 23,630				△ 23,630	509,805
目) 教育指導費	731,091	△ 62,057	△ 40,250		△ 4,727	△ 17,080	669,034
事項) 学校指導管理費	4,681	△ 890	△ 588		△ 2	△ 300	3,791
事項) 教育内容研究推進費	135,705	△ 9,021	△ 7,194		△ 159	△ 1,668	126,684
事項) 幼児教育充実費	2,400	△ 438	△ 424			△ 14	1,962
事項) 児童生徒健全育成費	471,903	△ 50,098	△ 32,044		△ 3,457	△ 14,597	421,805
事項) 教職員資質向上対策費	3,416	△ 1,365			△ 1,109	△ 256	2,051
事項) 情報教育推進費	112,455	△ 245				△ 245	112,210
目) 教育振興費	58,601	△ 7,825	△ 5,627			△ 2,198	50,776
事項) 特別支援教育振興費	57,821	△ 7,815	△ 5,627			△ 2,188	50,006
事項) 定時制通信教育教科書等給与費	460	△ 10				△ 10	450
目) 教育研修所費	148,641	△ 2,444			△ 282	△ 2,162	146,197
事項) 教育研修所管理運営費	87,048	△ 981			△ 386	△ 595	86,067
事項) 教職員等研修費	27,541	△ 517			130	△ 647	27,024
事項) 新規採用教員等研修事業費	21,969	△ 589				△ 589	21,380
事項) 教育調査研究費	606	△ 65				△ 65	541
事項) 教育相談実施費	11,477	△ 292			△ 26	△ 266	11,185
目) 恩給及び退職年金費	86,844	△ 8,437				△ 8,437	78,407
事項) 恩給及び退職年金	86,844	△ 8,437				△ 8,437	78,407
項) 小学校費	42,257,779	△ 452,529	△ 187,489		△ 194	△ 264,846	41,805,250
目) 教職員費	42,257,779	△ 452,529	△ 187,489		△ 194	△ 264,846	41,805,250
事項) 教職員給与費	41,883,402	△ 450,097	△ 191,448		△ 194	△ 258,455	41,433,305
事項) 非常勤職員給与費	257,506	△ 1,072	3,959			△ 5,031	256,434

(単位：千円)

款・項・目・事項名	現計予算額	補正額	補正額の財源内訳				補正後の額
			国支出金	地方債	その他	一般財源	
事項) 教職員旅費	116,871	△ 1,360				△ 1,360	115,511
項) 中学校費	27,117,370	△ 641,060	△ 74,651		△ 9	△ 566,400	26,476,310
目) 教職員費	27,117,370	△ 641,060	△ 74,651		△ 9	△ 566,400	26,476,310
事項) 教職員給与費	26,688,667	△ 584,353	△ 69,494		△ 9	△ 514,850	26,104,314
事項) 非常勤職員給与費	284,663	△ 31,976	△ 5,157			△ 26,819	252,687
事項) 教職員旅費	144,040	△ 24,731				△ 24,731	119,309
項) 高等学校費	27,478,492	△ 755,463	△ 42,891	△ 335,100	△ 21,726	△ 355,746	26,723,029
目) 高等学校総務費	23,063,130	△ 352,788	△ 252		△ 14,017	△ 338,519	22,710,342
事項) 教職員給与費	22,149,464	△ 304,467	△ 252		△ 14,017	△ 290,198	21,844,997
事項) 非常勤職員給与費	769,695	△ 40,721				△ 40,721	728,974
事項) 教職員旅費	143,971	△ 7,600				△ 7,600	136,371
目) 全日制高等学校管理費	1,810,147	△ 127,127	310		△ 7,705	△ 119,732	1,683,020
事項) 財産管理費	334,580	△ 29,928				△ 29,928	304,652
事項) 一般管理費	990,267	△ 96,458	310		△ 8,464	△ 88,304	893,809
事項) 実験実習費	339,760	△ 741			759	△ 1,500	339,019
目) 定時制高等学校管理費	28,641	△ 2,996			△ 4	△ 2,992	25,645
事項) 一般管理費	28,641	△ 2,996			△ 4	△ 2,992	25,645
目) 実習船運営費	104,320	△ 10,043				△ 10,043	94,277
事項) 実習船運営費	104,320	△ 10,043				△ 10,043	94,277
目) 学校建設費	2,469,167	△ 262,287	△ 42,949	△ 335,100		115,762	2,206,880
事項) 校舎改築費	1,525,093	△ 101,867	21,537	△ 224,100		100,696	1,423,226
事項) 大規模改造事業費	415,623	10,510		△ 20,400		30,910	426,133
事項) 施設改造費	259,801	△ 59,380	△ 64,486			5,106	200,421

(単位：千円)

款・項・目・事項名	現計予算額	補正額	補正額の財源内訳				補正後の額
			国支出金	地方債	その他	一般財源	
事項) 土地購入整備費	268,650	△ 111,550		△ 90,600		△ 20,950	157,100
目) 通信教育費	3,087	△ 222				△ 222	2,865
事項) 一般管理費	3,087	△ 222				△ 222	2,865
項) 特別支援学校費	13,857,073	△ 561,115	87,456	△ 404,700	△ 73,820	△ 170,051	13,295,958
目) 特別支援学校費	13,857,073	△ 561,115	87,456	△ 404,700	△ 73,820	△ 170,051	13,295,958
事項) 財産管理費	88,144	△ 6,600				△ 6,600	81,544
事項) 施設整備費	1,426,395	△ 232,784	1,577	△ 404,700		170,339	1,193,611
事項) 一般管理費	213,355	△ 33,682			285	△ 33,967	179,673
事項) 実験実習費	20,300	△ 587			△ 587		19,713
事項) 教職員給与費	10,610,483	△ 223,774	90,001		△ 421	△ 313,354	10,386,709
事項) 非常勤職員給与費	289,727	△ 10,277				△ 10,277	279,450
事項) 教職員旅費	33,161	△ 1,300				△ 1,300	31,861
事項) 就学奨励費	537,374	△ 7,384	△ 4,122			△ 3,262	529,990
事項) 通学対策費	557,880	△ 44,727			△ 73,097	28,370	513,153
項) 社会教育費	1,537,022	△ 36,658	367		△ 6,337	△ 30,688	1,500,364
目) 社会教育総務費	953,260	△ 30,153	△ 42		1,691	△ 31,802	923,107
事項) 職員給与費	804,783	△ 31,478	△ 775		△ 2,563	△ 28,140	773,305
事項) 社会教育運営費	1,539	△ 70				△ 70	1,469
事項) 生涯学習活動推進費	38,244	△ 4				△ 4	38,240
事項) 成人教育振興費	1,039	△ 2				△ 2	1,037
事項) 青少年教育振興費	75,023	498	1,133			△ 635	75,521
事項) 県民運動推進費	117	△ 1				△ 1	116
事項) 人権教育管理運営費	4,080	△ 303				△ 303	3,777

(単位：千円)

款・項・目・事項名	現計予算額	補正額	補正額の財源内訳				補正後の額
			国支出金	地方債	その他	一般財源	
事項) 人権教育調査研究費	1,486	△ 13				△ 13	1,473
事項) 学校人権教育推進費	4,670	△ 530	△ 400			△ 130	4,140
事項) 社会人権教育推進費	3,554	△ 207				△ 207	3,347
事項) 高等学校等進学奨励費	18,725	1,957			4,254	△ 2,297	20,682
目) 文化財保護費	93,120	△ 3,524	△ 432		△ 927	△ 2,165	89,596
事項) 文化財保護対策費	11,461	△ 1,023	△ 60		△ 132	△ 831	10,438
事項) 埋蔵文化財対策費	42,365	△ 1,591	△ 372		△ 795	△ 424	40,774
事項) 指定文化財保存事業費補助	39,294	△ 910				△ 910	38,384
目) 社会教育施設費	490,642	△ 2,981	841		△ 7,101	3,279	487,661
事項) 青少年健全育成施設管理運営費	236,865				△ 13	13	236,865
事項) 図書館運営費	166,492	△ 534	841		△ 201	△ 1,174	165,958
事項) 青少年健全育成施設整備費	10,497	△ 739				△ 739	9,758
事項) 文書館運営費	12,807	319			△ 6	325	13,126
事項) 博物館運営費	45,212	△ 1,950			△ 606	△ 1,344	43,262
事項) 博物館企画展等開催費	18,769	△ 77			△ 6,275	6,198	18,692
項) 保健体育費	558,408	△ 64,792	△ 23,898		△ 30,390	△ 10,504	493,616
目) 保健体育総務費	493,667	△ 46,944	△ 7,645		△ 30,389	△ 8,910	446,723
事項) 職員給与費	169,021	△ 1,893			△ 383	△ 1,510	167,128
事項) 管理運営費	2,271	753				753	3,024
事項) 学校保健管理指導費	158,533	△ 14,044	△ 5,939			△ 8,105	144,489
事項) 学校安全管理指導費	163,842	△ 31,760	△ 1,706		△ 30,006	△ 48	132,082
目) 体育振興費	64,741	△ 17,848	△ 16,253		△ 1	△ 1,594	46,893
事項) 学校体育振興費	64,741	△ 17,848	△ 16,253		△ 1	△ 1,594	46,893

(単位：千円)

款・項・目・事項名	現計予算額	補正額	補正額の財源内訳				補正後の額
			国支出金	地方債	その他	一般財源	
款) 災害復旧費	60,000	△ 50,000		△ 50,000			10,000
項) 学校施設等災害復旧費	60,000	△ 50,000		△ 50,000			10,000
目) 学校施設災害復旧費	60,000	△ 50,000		△ 50,000			10,000
事項) 県立学校施設災害復旧事業費	60,000	△ 50,000		△ 50,000			10,000
教育委員会合計	134,050,675	△ 3,873,773	△ 419,340	△ 1,846,500	△ 136,210	△ 1,471,723	130,176,902

■繰越明許費

(単位：千円)

款・項・事項名	補正後 予算額	繰越予定額	繰越予定額の財源内訳			
			国支出金	地方債	その他	一般財源
款) 教育費 項) 高等学校費 事項) 校舎改築費	1,423,226	715,597		628,200		87,397
款) 教育費 項) 高等学校費 事項) 大規模改造事業費	426,133	143,471		134,200		9,271
款) 教育費 項) 高等学校費 事項) 施設改造費	200,421	82,951	82,951			
款) 教育費 項) 高等学校費 事項) 土地購入整備費	157,100	47,689		47,100		589
款) 教育費 項) 特別支援学校費 事項) 施設整備費	1,193,611	134,261		96,200		38,061
款) 教育費 項) 社会教育費 事項) 指定文化財保存事業費補助	38,384	3,677				3,677

平成29年度2月補正予算の概要について

1 歳出予算

(単位：千円)

経費区分	補正前	補正額	補正後	主な増減内容
給与関係経費	118,878,250	△2,629,952	116,248,298	・給与費(見込額:△1,609,833) ・退職手当(見込額:△1,011,682)
一般行政経費	7,656,296	△468,798	7,187,498	・一般管理費(見込額:△96,458) ・通学対策費(見込額:△44,727)
施策的経費	3,415,027	△229,952	3,185,075	・就学支援金(見込額:△114,140) ・奨学給付金(見込額:△37,821)
県営建築事業費	4,041,102	△495,071	3,546,031	・入札減等による執行見込額の減
災害復旧費	60,000	△50,000	10,000	・予備費を残し減額
計	134,050,675	△3,873,773	130,176,902	

2 繰越明許費

(単位：千円)

事項	事業箇所	繰越 予定額	摘要
校舎改築費	周防大島高校安下庄校舎改築等工事 他6件	715,597	土砂災害防止対策工事が遅れ、全体工程が遅延した等のため
大規模改造事業費	防府西高校屋内運動場屋根改修工事 他3件	143,471	学校との調整に不測の日数を要した等のため
施設改造費	周防大島高校久賀校舎武道場耐震改修等工事 他1件	82,951	学校との調整に不測の日数を要した等のため
土地購入整備費	岩国工業高校土砂災害防止対策工事	47,689	学校と民地の境界で法面崩落が発生し、学校用地の排水計画を新たに検討する必要が生じたため
施設整備費(特別支援)	岩国総合支援学校実習棟増築設計 他4件	134,261	関係機関との調整に不測の日数を要した等のため
指定文化財保存事業費補助	国指定重要文化財「木造金剛力士立像」(防府市阿弥陀寺)消防設備工事補助金	3,677	指定文化財の所有者が工事発注方法の調整に不測の日数を要したため
合計		1,127,646	※昨年度繰越明許費 1,410,293

議案第3号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
の意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

平成30年（2018年）2月22日

山口県教育委員会

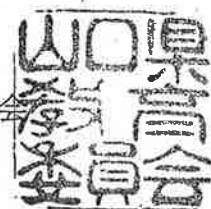
教育長 浅原 司

平 2 9 教 政 第 1 0 1 8 号

平成 3 0 年 (2018 年) 2 月 1 9 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 3 0 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

平成 3 0 年 2 月 1 6 日付け平 2 9 財 政 第 1 0 7 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 平成 3 0 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 9 年度山口県一般会計補正予算 (第 5 号)
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

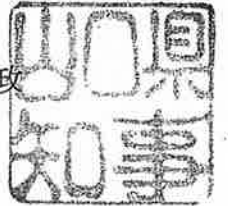
平 2 9 財 政 第 1 0 7 号

平成 3 0 年 (2018年) 2 月 1 6 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 3 0 年 2 月 山口県議会定例会に提出予定の議案に
関する意見について

平成 3 0 年 2 月 山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 3 0 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 9 年度山口県一般会計補正予算（第 5 号）
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

議案第 号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

平成三十年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成二十六年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 知事等の給与の特例に関する条例の一部改正

改正案

現行

○ 知事等の給与の特例に関する

条例

(平成二十六年三月二十五日)
山口県条例第一号

知事、副知事、山口県公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の給料月額は、平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)においては、知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十三年山口県条例第二十号)第四条の規定にかかわらず、同条例別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める給料月額から、その額に知事にあつては百分の十を、副知事、山口県公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員にあつては百分の五を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める給料月額とする。

(以下、略)

○ 知事等の給与の特例に関する

条例

(平成二十六年三月二十五日)
山口県条例第一号

知事、副知事、山口県公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の給料月額は、平成二十六年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)においては、知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十三年山口県条例第二十号)第四条の規定にかかわらず、同条例別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める給料月額から、その額に知事にあつては百分の十を、副知事、山口県公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員にあつては百分の五を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める給料月額とする。

(以下、略)

議案第3号参考資料

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

平成26年4月1日から実施している知事、副知事、山口県公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の給料月額の特例措置を、平成30年度においても継続して実施するもの。

2 改正の内容

平成26年4月1日から平成30年3月31日までとしている実施期間を1年間延長し、平成31年3月31日までとする。

3 施行期日

公布の日から施行する。

(参考：実施内容)

対象職員	減額の内容
知事	給料月額の10%
副知事 山口県公営企業管理者 教育長 常勤の監査委員	給料月額の5%

ただし、手当の基礎となる給料月額については、減額前の額とする。

議案第4号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

平成30年（2018年）2月22日

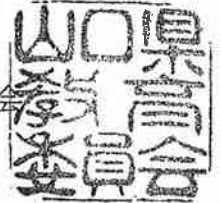
山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平 2 9 教 政 第 1 0 1 8 号
平成 3 0 年 (2018 年) 2 月 1 9 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 3 0 年 2 月 山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

平成 3 0 年 2 月 1 6 日 付け 平 2 9 財 政 第 1 0 7 号 で 意 見 を 求 め ら れ た 下 記 の 議 案 に つ い て
は、異存ありません。

記

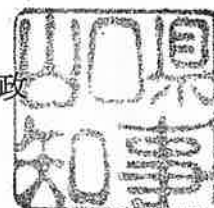
- 1 平成 3 0 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 9 年度山口県一般会計補正予算 (第 5 号)
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

平 2 9 財 政 第 1 0 7 号
平成 3 0 年 (2018 年) 2 月 1 6 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 3 0 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に
関する意見について

平成 3 0 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 3 0 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 9 年度山口県一般会計補正予算（第 5 号）
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

第三項の規定にかかわらず、当該各項に定める額に同条第二項に定める額の百分の百に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を加算した額とする。

4 職員が、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合において、同法第十七条第九項に規定する緊急事態応急対策実施区域の設定の状況その他の事情を勘案して人事委員会が定める区域において行う人事委員会が定める作業に係る災害応急作業等手当の額は、第二十七条第二項及び第三項の規定にかかわらず、一日につき二万円の範囲内で人事委員会が定める額とする。

（警察作業手当の特例）

5 第三十四条第一項に規定する職員が、東日本大震災に対処するため、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内その他の人事委員会が定める区域において行う人事委員会が定める作業に係る警察作業手当の額は、第三十四条第二項の規定にかかわらず、一日につき二万円の範囲内で人事委員会が定める額とする。

6 職員（前項に規定する職員を除く。）が、特定大規模災害に対処するため、第三十四条第三項第五号に掲げる作業で人事委員会が定めるものに従事した場合の警察作業手当の額は、同号に定める額にかかわらず、一日につき四千円の範囲内で人事委員会が定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

平成三十年 月 日提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十七年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「第三項」の下に「及び附則第三項」を加える。

附則第三項を削り、附則に次の見出し及び四項を加える。

（災害応急作業等手当の特例）

3 第二十七条第一項に規定する職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定大規模災害」という。）に対処するため、作業に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、第二十七条第二項及び

改正案

附則

1及び2 (略)

(災害応急作業等手当の特例)

3| 第二十七条第一項に規定する職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの(東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。))を除く。以下「特定大規模災害」という。)に対処するため、作業に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、第二十七条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該各項に定める額に同条第二項に定める額の百分の百に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を加算した額とする。

4| 職員が、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合において、同法第十七条第九項に規定する緊急事態応急対策実施区域の設定の状況その他の事情を勘案して人事委員会が定める区域において行う人事委員会が定める作業に係る災害応急作業等手当の額は、第二十七条第二項及び第三項の規定にかかわらず、一日につき二万円の範囲内で人事委員会が定める額とする。

(警察作業手当の特例)

5| 第三十四条第一項に規定する職員が、東日本大震災に対処するため、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内その他の人事委員会が定める区域において行う人事委員会が定める作業に係る警察作業手当の額は、第三十四条第二項の規定にかかわらず、一日につき二万円の範囲内で人事委員会が定める額とする。

6| 職員(前項に規定する職員を除く。)が、特定大規模災害に対処するため、第三十四条第三項第五号に掲げる作業で人事委員会が定めるものに従事した場合の警察作業手当の額は、同号に定める額にかかわらず、一日につき四千円の範囲内で人事委員会が定める額とする。

現行

附則

1及び2 (略)

(警察作業手当の特例)

3| 第三十四条第一項に規定する職員が、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)に対処するため、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の規定により警戒区域に設定された区域その他の人事委員会が定める区域において行う人事委員会が定める作業に係る警察作業手当の額は、第三十四条第二項の規定にかかわらず、一日につき二万円の範囲内で人事委員会が定める額とする。

(新設)

(新設)

(新設)

○ 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

改正案

○ 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例

(昭和三十七年三月二十七日
山口県条例第一号)

第一条から第二十六条まで(略)

(災害応急作業等手当)

第二十七条 災害応急作業等手当は、土木建築部に勤務する職員が豪雨等の異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある県の管理する道路等において行う作業で人事委員会が定めるもの(第三項及び附則第三項において「作業」という。)に従事したときに支給する。

2及び3(略)

第二十八条から第四十二条まで(略)

現行

○ 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例

(昭和三十七年三月二十七日
山口県条例第一号)

第一条から第二十六条まで(略)

(災害応急作業等手当)

第二十七条 災害応急作業等手当は、土木建築部に勤務する職員が豪雨等の異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある県の管理する道路等において行う作業で人事委員会が定めるもの(第三項において「作業」という。)に従事したときに支給する。

2及び3(略)

第二十八條から第四十二條まで(略)

議案第4号参考資料

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

国においては、東日本大震災級の特定大規模災害等が発生した場合に、東日本大震災に係る特殊勤務手当の特例と同様の措置を速やかに講ずることができるように人事院規則の改正等が行われたところである。

については、本県においても、国に準じ同様の措置を講ずることができるようにするため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 災害応急作業等手当の特例

ア 土木建築部に勤務する職員が、一定期間以上連続で応急作業等に従事した場合に、現行の手当額に730円の範囲内で加算する。

イ 職員が、緊急事態応急対策実施区域の設定状況等を勘案して人事委員会が定める区域で対象作業に従事した場合に、1日につき2万円の範囲内で手当を支給する。

(2) 警察作業手当の特例

山口県警察本部又は警察署に勤務する職員以外が、死体の取扱いに係る作業に従事した場合に、1日につき4千円の範囲内で手当を支給する。

3 施行期日

公布の日

議案第5号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について
の意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

平成30年（2018年）2月22日

山口県教育委員会

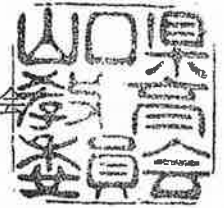
教育長 浅原 司

平 2 9 教 政 第 1 0 1 8 号

平成 3 0 年 (2018 年) 2 月 1 9 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 3 0 年 2 月 山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

平成 3 0 年 2 月 1 6 日 付け 平 2 9 財 政 第 1 0 7 号 で 意 見 を 求 め ら れ た 下 記 の 議 案 に つ い て
は、異存ありません。

記

- 1 平成 3 0 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 9 年度山口県一般会計補正予算 (第 5 号)
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

平 2 9 財 政 第 1 0 7 号

平成 3 0 年 (2018 年) 2 月 1 6 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 3 0 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に
関する意見について

平成 3 0 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 3 0 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 9 年度山口県一般会計補正予算（第 5 号）
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

平成三十年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山口県条例第五号)の一部を次のように改正する。

附則第三十項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年山口県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に、「百分の八十三・七」に改める。

改正案

三十九号」という。) 附則第五項から第八項まで並びに附則第十一項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年山口県条例第六十五号。以下この項及び第四項において「条例第六十五号」という。) 附則第四項の規定により計算した額(当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第三十項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ百分の八十三・七(当該勤続期間が二十年以上の者(四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、百分の八十三・七)を乗じて得た額が、新条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第三十項から第三十二項まで、附則第六項、附則第七項、附則第九項の規定による改正後の条例第五十号附則第六項、条例第三十九号附則第五項から第八項まで並びに条例第六十五号附則第四項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

以下 (略)

現行

三十九号」という。) 附則第五項から第八項まで並びに附則第十一項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年山口県条例第六十五号。以下この項及び第四項において「条例第六十五号」という。) 附則第四項の規定により計算した額(当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第三十項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ百分の八十七(当該勤続期間が二十年以上の者(四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、百分の八十七)を乗じて得た額が、新条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第三十項から第三十二項まで、附則第六項、附則第七項、附則第九項の規定による改正後の条例第五十号附則第六項、条例第三十九号附則第五項から第八項まで並びに条例第六十五号附則第四項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

以下 (略)

改正案

平成十八年三月二十二日

山口県条例第十八号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

本則 (略)

附則

1 (略)

2 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することにより改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第三十項から第三十二項まで、附則第九項の規定による改正前の山口県職員等退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例(昭和三十七年山口県条例第五十号。以下この項及び第四項において「条例第五十号」という。)附則第六項、附則第十項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年山口県条例第三十九号。以下この項及び第四項において「条例第

現行

平成十八年三月二十二日

山口県条例第十八号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

本則 (略)

附則

1 (略)

2 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することにより改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第三十項から第三十二項まで、附則第九項の規定による改正前の山口県職員等退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例(昭和三十七年山口県条例第五十号。以下この項及び第四項において「条例第五十号」という。)附則第六項、附則第十項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年山口県条例第三十九号。以下この項及び第四項において「条例第

改正案

昭和四十八年七月二十日

山口県条例第三十九号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

本則 (略)

附則

154 (略)

5 適用日に在職する職員(適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第七条の五第一項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。)のうち、適用日以後に新条例第三条から第五条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。

以下 (略)

現行

昭和四十八年七月二十日

山口県条例第三十九号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

本則 (略)

附則

154 (略)

5 適用日に在職する職員(適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第七条の五第一項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。)のうち、適用日以後に新条例第三条から第五条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十七を乗じて得た額とする。

以下 (略)

改正案

○職員の退職手当に関する条例

(昭和二十九年二月十二日
山口県条例第五号)

本則 (略)

附則

1、29 (略)

30 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者(条例第三十九号附則第五項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第三十項」とする。

以下 (略)

現行

○職員の退職手当に関する条例

(昭和二十九年二月十二日
山口県条例第五号)

本則 (略)

附則

1、29 (略)

30 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者(条例第三十九号附則第五項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第三十項」とする。

以下 (略)

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正の理由

退職手当の官民格差是正のため、「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成29年法律第79号）」が平成29年12月15日に公布され、平成30年1月1日から施行されたことに伴い、県職員の退職手当制度についてもこれに準じた改正を行う必要がある。

2 改正の概要

(1) 退職手当の支給水準の引下げ

退職手当額の官民均衡を図るために条例上設けられている「調整率」を、 $87/100$ から $83.7/100$ に引き下げる。

退職手当の額は、基本額に調整額を加えて算出する。

基本額：退職日給料月額×勤続年数及び退職理由別の支給割合×調整率

調整額：職責に応じた加算額

(2) 施行期日

公布の日から施行する。

議案第6号

山口県教育委員会表彰規則による表彰について(報告承認)

山口県教育委員会表彰規則(昭和61年山口県教育委員会規則第6号)第2条の規定に基づき、平成29年度教育功労者を次のとおり決定したので報告し、承認を求めます。

平成30年(2018年)2月22日

山口県教育委員会
教育長 浅原 司

永年精勤の部(表彰規則第2条第6号)

所属名	職名	氏名	勤務年数	備考
山口県立 周南総合支援学校	教諭	吉浦 弘雅	33年	平成30年2月5日 死亡退職

議案第7号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての
意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認
を求めます。

平成30年（2018年）2月22日

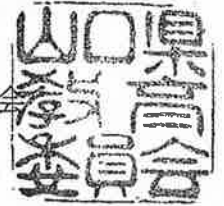
山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平 2 9 教 政 第 1 0 1 8 号
平成 3 0 年 (2018年) 2 月 1 9 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 3 0 年 2 月 山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

平成 3 0 年 2 月 1 6 日 付け 平 2 9 財 政 第 1 0 7 号 で 意 見 を 求 め ら れ た 下 記 の 議 案 に つ い て
は、異存ありません。

記

- 1 平成 3 0 年度 山口県 一般会計 予算
- 2 平成 2 9 年度 山口県 一般会計 補正 予算 (第 5 号)
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

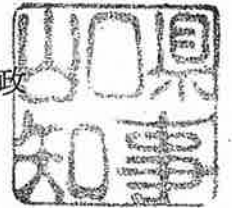
平 2 9 財 政 第 1 0 7 号

平成 3 0 年 (2018年) 2 月 1 6 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 3 0 年 2 月 山口県議会定例会に提出予定の議案に
関する意見について

平成 3 0 年 2 月 山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 3 0 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 9 年度山口県一般会計補正予算（第 5 号）
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

議案第 号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

平成三十年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

山口県学校職員定数条例（昭和三十一年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二、二三八人」を「二、一六九人」に、「五一九人」を「五〇三人」に、「二、七五七人」を「二、六七二人」に改め、同条第三号中「一、二五八人」を「一、二六四人」に、「二、四一六人」を「一、四三二人」に改め、同条第四号中「三、〇五五人」を「三、〇二四人」に、「一八四人」を「一七五人」に、「三、二三九人」を「三、一九九人」に改め、同条第五号中「五、一二一人」を「五、一二五人」に、「三七八人」を「三六八人」に、「五、四九九人」を「五、四九三人」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

改正案

現行

第一条 (略)

第二条 (職員の定数)
 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

一 高等学校

校長及び教員 二、一六九人
 校長及び教員以外の職員 五〇三人
 計 二、六七二人

二 中等教育学校

校長及び教員 六〇人
 校長及び教員以外の職員 七人
 計 六七人

三 特別支援学校

校長及び教員(寄宿舎指導員を含む。以下この号において同じ。)
 校長及び教員以外の職員 一、二六四人
 計 一、五八八人

四 中学校

校長及び教員 三、〇二四人
 校長及び教員以外の職員 一、七五五人
 計 三、一九九人

五 小学校

校長及び教員 五、一二五人
 校長及び教員以外の職員 三、六八八人
 計 五、四九三人

第三条 (略)

○山口県学校職員定数条例

(昭和三十一年十月十九日
 山口県条例第五十二号)

第一条 (略)

(職員の定数)

第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

一 高等学校

校長及び教員 二、三三八人
 校長及び教員以外の職員 四、七五九人
 計 七、一四七人

二 中等教育学校

校長及び教員 六〇人
 校長及び教員以外の職員 六七人
 計 一二七人

三 特別支援学校

校長及び教員(寄宿舎指導員を含む。以下この号において同じ。)
 校長及び教員以外の職員 一、二五八人
 計 一、五八八人

四 中学校

校長及び教員 三、〇五五人
 校長及び教員以外の職員 一、三三九人
 計 四、三九四人

五 小学校

校長及び教員 五、二二一人
 校長及び教員以外の職員 三、四九八人
 計 八、七一九人

第三条 (略)

議案第7号参考資料

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

高等学校、中等教育学校、特別支援学校、中学校及び小学校の学校職員の定数について、児童生徒数の減少、教職員定数の改善等により、所要の増減員を行う。

2 改正の内容

(単位：人)

区分	現行定数	改正定数	増減	摘要	
高等学校	校長及び教員	2,238	2,169	△ 69	収容定員による減等 △ 69人
	校長及び教員以外の職員	519	503	△ 16	収容定員による減等 △ 16人
	計	2,757	2,672	△ 85	
中等教育学校	校長及び教員	60	60	0	
	校長及び教員以外の職員	7	7	0	
	計	67	67	0	
特別支援学校	校長及び教員	1,258	1,264	6	児童生徒数の増 6人
	校長及び教員以外の職員	158	158	0	
	計	1,416	1,422	6	
中学校	校長及び教員	3,055	3,024	△ 31	学級減等 定数改善等 △ 44人 13人
	校長及び教員以外の職員	184	175	△ 9	学級減等 定数改善 △ 10人 1人
	計	3,239	3,199	△ 40	
小学校	校長及び教員	5,121	5,125	4	学級減等 定数改善等 △ 23人 27人
	校長及び教員以外の職員	378	368	△ 10	学級減等 定数改善 △ 11人 1人
	計	5,499	5,493	△ 6	
合計	校長及び教員	11,732	11,642	△ 90	
	校長及び教員以外の職員	1,246	1,211	△ 35	
	計	12,978	12,853	△ 125	

3 施行期日

平成30年 4月 1日

4 その他

新旧対照表(別紙)

議案第8号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例の制定についての
意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

平成30年(2018年)2月22日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平 2 9 教 政 第 1 0 1 8 号
平成 3 0 年 (2018年) 2 月 1 9 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 3 0 年 2 月 山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

平成 3 0 年 2 月 1 6 日 付け 平 2 9 財 政 第 1 0 7 号 で 意 見 を 求 め ら れ た 下 記 の 議 案 に つ い て
は、異存ありません。

記

- 1 平成 3 0 年度 山口県一般会計予算
- 2 平成 2 9 年度 山口県一般会計補正予算 (第 5 号)
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

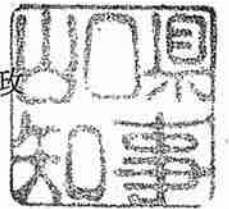
平 2 9 財 政 第 1 0 7 号

平成 3 0 年 (2018 年) 2 月 1 6 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 3 0 年 2 月 山口県議会定例会に提出予定の議案に
関する意見について

平成 3 0 年 2 月 山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 3 0 年度山口県一般会計予算
- 2 平成 2 9 年度山口県一般会計補正予算（第 5 号）
- 3 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

議案第 号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

平成三十年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表山口県立下関北高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立下関双葉高等学校	下 関 市
--------------	-------

別表山口県立下関中央工業高等学校の項及び山口県立奈古高等学校の項を削る。

附 則

この条例中、別表山口県立下関中央工業高等学校の項及び山口県立奈古高等学校の項を削る改正規定は平成三十年四月一日から、同表山口県立下関北高等学校の項の次に次のように加える改正規定は同年十一月一日から施行する。

新旧対照表

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）

改正案

現行

○山口県立高等学校等条例

〔昭和三十九年三月二十六日
山口県条例第五十一号〕

別表（第二条関係）

名	称	位	置
---	---	---	---

（略）山口県立周防大島高等学校
山口県立豊北高等学校

山口県立下関北高等学校		下	関市
山口県立下関双葉高等学校		下	関市
山口県立下関工業高等学校		下	関市

（略）山口県立下関工科高等学校
山口県立萩高等学校

山口県立萩商工高等学校		萩	市
山口県立高森みどり中学校		岩国	市

（略）山口県立下関中等教育学校

○山口県立高等学校等条例

〔昭和三十九年三月二十六日
山口県条例第五十一号〕

別表（第二条関係）

名	称	位	置
---	---	---	---

（略）山口県立周防大島高等学校
山口県立豊北高等学校

山口県立下関北高等学校		下	関市
山口県立下関中央工業高等学校		下	関市
山口県立下関工業高等学校		下	関市

（略）山口県立下関工科高等学校
山口県立萩高等学校

山口県立萩商工高等学校		萩	市
山口県立奈古高等学校		阿武郡阿武町	
山口県立高森みどり中学校		岩国	市

（略）山口県立下関中等教育学校

議案第8号参考資料

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

- (1) 県西部多部制定時制高校の整備に伴い、新高校を設置するため、山口県立高等学校等条例を改正する必要がある。
- (2) 平成28年4月に下関工科高校及び萩高校奈古分校を開校し、下関中央工業高校及び奈古高校の生徒募集を停止したことに伴い、平成29年度末をもって下関中央工業高校及び奈古高校の在籍者がなくなり、同校が廃止となるため、山口県立高等学校等条例を改正する必要がある。

2 改正の内容

- (1) 県西部多部制定時制高校の設置に係る改正

○ 名称及び位置

名 称	位 置
山口県立下関双葉高等学校	下 関 市

○ 概要

新高校では、多部制定時制の仕組みを生かし、「多様な学びのニーズをもつ生徒が、自己の夢や目標の実現をめざして主体的に学ぶことができる、柔軟な教育システムをもつ高校」をコンセプトとした学校づくりをめざす。

新高校の開校は平成31年4月を予定しており、今後、入学者選抜をはじめ、教職員人事、学校運営計画などの業務を進める必要があることから、本年11月1日に設置するものである。

なお、新高校は、県内初の多部制定時制課程の独立校となることから、中学生への十分な周知期間や周到な準備が必要であり、平成30年度当初から生徒募集や施設・設備の整備等の業務を新しい校名で行えるよう、2月議会に提出する。

設 置 予 定 学 科
総 合 学 科

- (2) 下関中央工業高校及び奈古高校の廃止に係る改正

別表山口県立下関中央工業高等学校の項及び山口県立奈古高等学校の項を削る。

3 施行期日

下関中央工業高校及び奈古高校の廃止に係る改正規定は平成30年4月1日から、県西部多部制定時制高校設置に係る改正規定は平成30年11月1日から施行する。

【参考】下関中央工業高校及び奈古高校の沿革

○ 下関中央工業高校

- 明治43年 下関市立下関実業補習学校開校
- 大正10年 下関市立下関商業補習学校と改称
- 大正14年 下関市立下関商業実践学校と改称
- 昭和3年 下関市立下関商工実践学校と改称
- 昭和10年 下関市立下関商工学校開校
- 昭和19年 山口県立下関第二工業学校開校
- 昭和23年 山口県立下関実業高等学校に移行
- 昭和24年 現山口県立下関工業高等学校と統合し、山口県立下関工業高等学校と改称
- 昭和29年 安岡校舎と分離し、山口県立下関幡生工業高等学校と改称
- 昭和40年 山口県立下関中央工業高等学校と改称
- 平成28年 山口県立下関工科高等学校開校
- 平成30年 山口県立下関中央工業高等学校を廃止

○ 奈古高校

- 昭和23年 山口県立奈古高等学校開校
- 平成28年 山口県立萩高等学校奈古分校開校
- 平成30年 山口県立奈古高等学校を廃止

議案第9号

文化財の県指定及び指定解除について

山口県文化財保護条例（昭和40年山口県条例第10号）第4条第1項及び第37条第1項の規定に基づき、別紙1の文化財を山口県指定有形文化財及び山口県指定天然記念物に指定する。

また、同条例第38条第1項の規定に基づき、別紙2の山口県指定天然記念物の指定を解除する。

平成30年（2018年）2月22日

山口県教育委員会

(別紙1)

○ 文化財の県指定について

種別	名 称	所在地	所有者
有形文化財 (絵画)	絹本着色仏涅槃図	国分寺 防府市国分寺町2番67号	宗教法人 国分寺
天然記念物	竜王山のハマセンダン	山陽小野田市大字小野田字高田尾 1094番1及び字上小浜1852番	宇部フィルム(株) 名原 克己

(別紙2)

○ 山口県指定天然記念物の指定解除

種別	名 称	所在地	所有者
天然記念物	吉香公園のエンジュ	岩国市横山二丁目337番地の1	岩国市

平成30年1月29日

山口県教育委員会 様

山口県文化財保護審議会
会長 阿部 弘 和



文化財の県指定について（答申）

平成30年（2018年）1月18日付け平29教社文第1514号で諮問のありました標記のことについて、山口県文化財保護条例（昭和40年山口県条例第10号）第4条第3項の規定に基づき、下記の文化財を山口県指定有形文化財に指定することが適当であると認めます。

記

有形文化財（絵画）：絹本着色仏涅槃図

けんぽんちゃくしよくぶつねほんず
『絹本着色仏涅槃図』の概要

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 種別 | 有形文化財（絵画） |
| 2 | 名称 | 絹本着色仏涅槃図 |
| 3 | 員数 | 一幅 |
| 4 | 寸法 | 縦148.2cm 横90.2cm |
| 5 | 時代 | 15世紀半ば |
| 6 | 概要 | <p>涅槃図は、亡くなった釈迦のまわりをとりまいて悲しみ泣く人物や動物を描いたもの。本図には阿那律^{あなりつ}（釈迦の従弟）に導かれ、二人の侍女とともに忉利天^{とうりてん}（神々の住む世界のの一つ）から飛来する母の摩耶夫人^{まやぶにん}（釈迦の母）のほか、菩薩・仏弟子・俗人・鬼神などの会衆^{えしゅう}（説法に集まった人々）52人と、動物・鳥・虫など52匹（羽）が描かれる（鴛鴦^{おしどり}のように番^{つがい}で描かれるものもあり種類はもう少し少ない。）。</p> <p>本図は「土佐守入道経光筆」の落款があり、室町時代の絵師である土佐行広の出家後の作品である。</p> |
| 7 | 所在の場所 | 防府市国分寺町2番67号 国分寺 |
| 8 | 所有者 | 宗教法人 国分寺（防府市国分寺町2番67号） |
| 9 | 価値 | <p>土佐行広は、室町時代に活躍した土佐派を代表する絵師であり、その代表的な作品としては、足利義満像（京都府・鹿苑寺蔵、重要文化財）や足利義持像（京都府・神護寺蔵、重要文化財）がある。</p> <p>また、土佐行広の落款がある仏涅槃図としては、重要美術品に指定されている京都府興聖寺所蔵の仏涅槃図があるが、絵の基本的な図柄や落款の書体が本図と非常に類似していることから、本図も、この興聖寺の仏涅槃図と同時期（宝徳3年(1451年)）に制作された可能性が高く、非常に価値のあるものと考えられる。</p> <p>現在、土佐行広の作品で、京都周辺以外で存在が確認されているものは本図のみである。</p> |

[参 考]

○県指定文化財件数

種 別	件数	
有形文化財	建造物	34
	絵画	28
	彫刻	63
	工芸品	29
	書跡	8
	典籍	10
	古文書	8
	考古資料	25
	歴史資料	16
	無形文化財	3
民俗文化財	42	
記念物	88	
計	354	

○近年の県指定有形文化財（絵画）

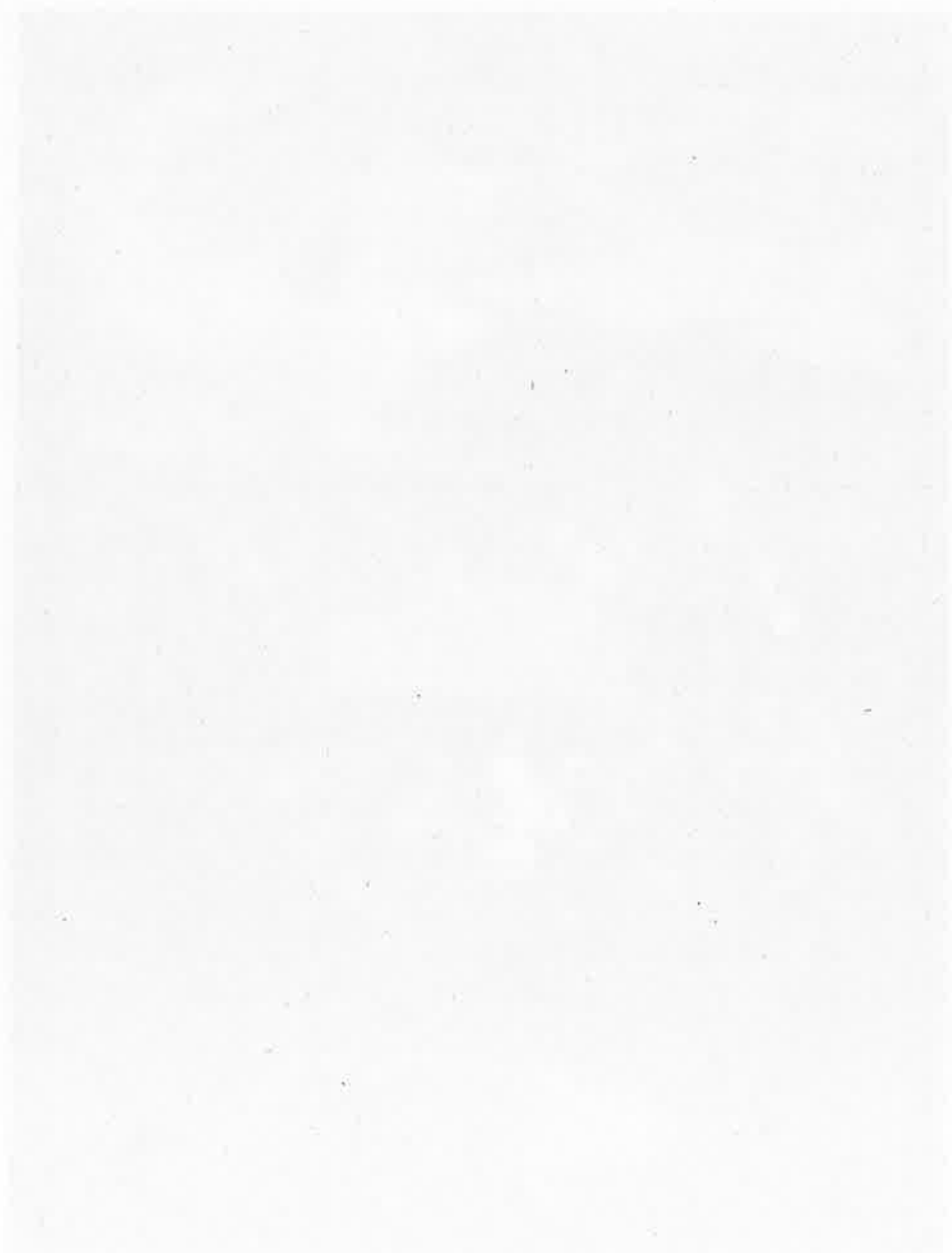
文化財名	市町	指定年月日
絹本着色熊野本地仏曼荼羅図	防府市	平成15.12.19
紙本墨画淡彩湖亭春望図	岩国市	平成8.5.24
絹本着色楊柳観音坐像	下関市	平成7.12.19
狩野芳崖筆板絵着色絵馬	下関市	平成6.5.2



左：本図の落款
 右：興聖寺所蔵の
 仏涅槃図の落款

[Faint, illegible text]

[Faint, illegible text]



平成30年1月29日

山口県教育委員会 様

山口県文化財保護審議会
会長 阿部 弘



文化財の県指定について（答申）

平成30年（2018年）1月18日付け平29教社文第1514号で諮問のありました標記のことについて、山口県文化財保護条例（昭和40年山口県条例第10号）第37条第2項の規定において準用する同条例第4条第3項の規定に基づき、下記の文化財を山口県指定天然記念物に指定することが適当であると認めます。

記

天然記念物：竜王山のハマセンダン

『竜王山のハマセンダン』の概要

- 1 種 別 天然記念物
- 2 名 称 竜王山のハマセンダン
- 3 所 在 地 山陽小野田市大字小野田字高田尾1094番1及び字上小浜1852番
- 4 指 定 区 域 山陽小野田市大字小野田字高田尾1094番1及び字上小浜1852番のうち、当該樹木の根元から半径25mの円周内の土地
- 5 所 有 者 宇部フィルム株式会社（山陽小野田市大字小野田1020番地）
名原克己（山陽小野田市大休団地6番14号）
- 6 概 要

ハマセンダンはミカン科の落葉高木で、暖地の海岸に近い山林に生育。7～8月に枝先に多数の花を付ける。国内では愛知県以西の本州や四国、九州、沖縄にかけて、国外では台湾や中国南部に分布している。

本樹は、目通り幹回り約5.2m、根回り約12m、樹高約15mと巨木である。ハマセンダンは成長のスピードが速いため、幹回りの大きさでは正確な樹齢を求めることはできないが、枝分かれした支幹や樹冠の広がりから推定しても古木であることがうかがえる。また、落葉時に果実がみられないため雄株と思われる。現在、山陽小野田市指定天然記念物である（平成25年6月7日指定）。
- 7 価 値 現在、天然記念物として個体の指定を受けているハマセンダンは、愛知県田原市指定のもの（幹回り3.3m）と徳島県阿南市指定のもの（幹回り2.0m）のみであり、本樹は、他縣市町に存在する未指定も含めた個体と比較しても国内最大級の巨木であると思われる。
- 8 そ の 他 指定にあたり、山陽小野田市が管理団体となって適切な管理・活用を図る。

〔 参 考 〕

○県指定文化財件数

種 別	件数	
有形文化財	建造物	34
	絵画	28
	彫刻	63
	工芸品	29
	書跡	8
	典籍	10
	古文書	8
	考古資料	25
	歴史資料	16
	無形文化財	3
民俗文化財	42	
記念物	88	
計	354	

○近年の県指定された天然記念物（植物）

文化財名	市町	指定年月日
教善寺のサザンカ	宇部市	平成 25. 2. 5
防府市向島の寒桜	防府市	平成 23. 4. 8
宿井のハゼノキ	田布施町	平成 18. 4. 6
八島与崎のカシワ・ビャクシン群落	上関町	平成 15. 4. 4
辻山のシダレザクラ	萩市	平成 11. 4. 6
牛島のモクゲンジ群生地	光市	平成 10. 4. 14
若月家の臥竜松	防府市	平成 2. 3. 30
正福寺のイブキ	山口市	昭和 59. 11. 2
蓋井島のヒゼンマユミ	下関市	昭和 57. 11. 5
姫島樹林	阿武町	昭和 56. 12. 11





平成30年1月29日

山口県教育委員会 様

山口県文化財保護審議会
会長 阿部 弘



文化財の県指定解除について（答申）

平成30年（2018年）1月18日付け平29教社文第1514号で諮問のありました標記のことについて、山口県文化財保護条例（昭和40年山口県条例第10号）第38条第3項の規定において準用する同条例第5条第2項の規定に基づき、下記の山口県指定天然記念物の指定を解除することが適当であると認めます。

記

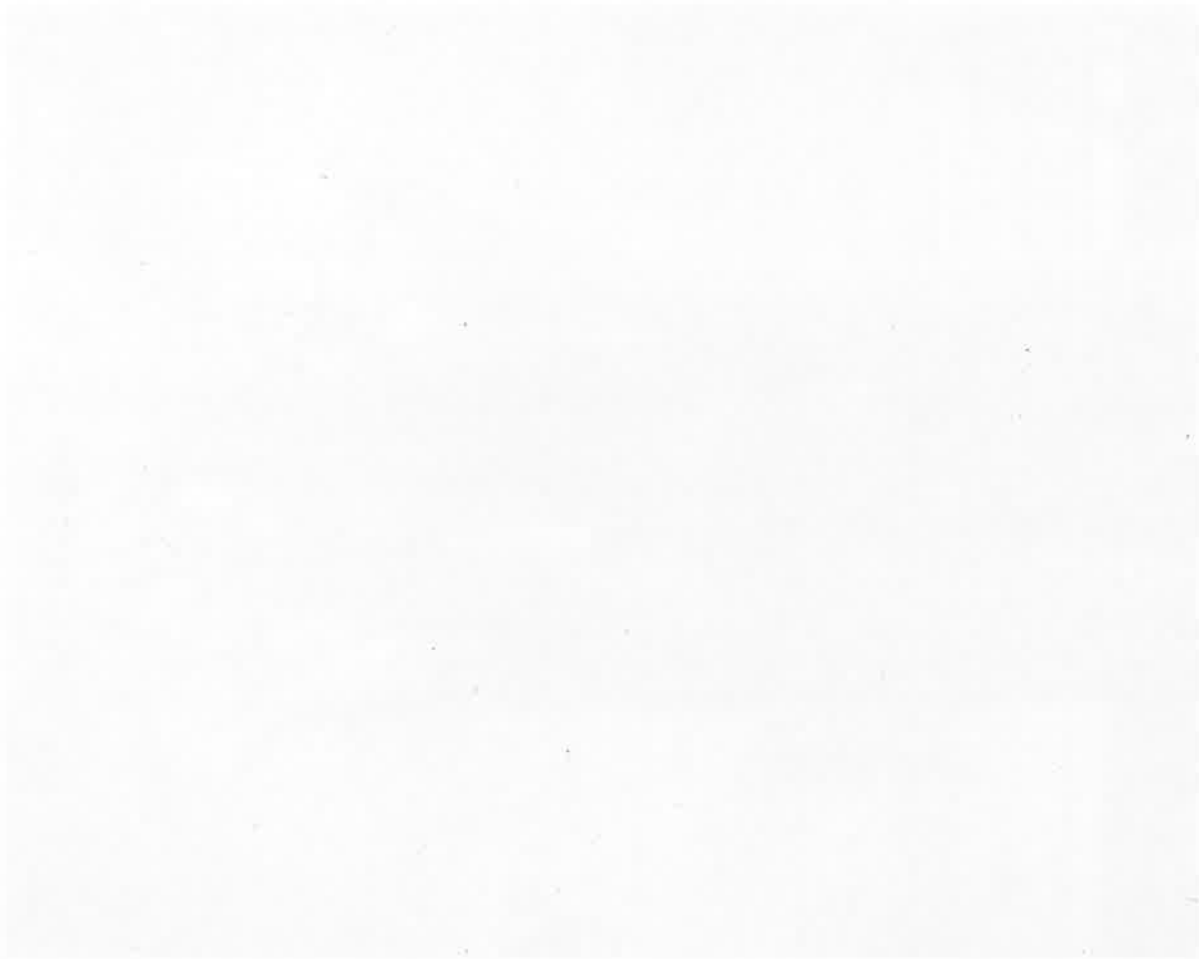
天然記念物：吉香公園のエンジュ

『吉香公園のエンジュ』の概要

- 1 種 別 天然記念物
- 2 名 称 吉香公園のエンジュ
- 3 所 有 者 岩国市
- 4 所 在 地 岩国市横山二丁目337番地の1
- 5 指 定 区 域 岩国市横山二丁目337番地の1のうち当該エンジュ根元から半径2mの円周内の土地
- 6 指 定 年 月 日 昭和54年12月4日
(山口県教育委員会告示第8号)
- 7 指 定 理 由 吉香公園内の重要文化財吉香神社横に所在する本樹は、指定当時の高さ25m、幹囲は地上2.5mで3.3mあった(現在は、高さ22m、幹回は地上1.2mで3.6m)。
エンジュは、中国原産の木で夏季には黄白色の豆花を多数開花させる。各地の公園や街路に植えられているが、本樹のような大木が天然記念物として指定された例は、神奈川県指定1件(幹の5分の3は損傷していた。)のみ。本樹はこの例よりも樹高が高く、幹に損傷がなく、樹冠も整正で、樹勢も極めて旺盛であったため、指定に至った。
- 8 指 定 解 除 理 由 平成28年7月、幹に心材腐朽菌であるベッコウダケ(※)が発生した。その後、急速にベッコウダケが肥大してきたため、平成29年8月に3名の樹木医及び2名の調査員の診断を受けたところ、「樹勢は著しく不良で、根元から50cmの部分で、腐朽部・空洞が78%あり、回復の見込みがなく、強風時には倒木する危険性が大きい。」との所見を得た。本樹は、重要文化財や多くの観光客が行き交う園内の通路とも隣接するため、不測の倒木により被害が発生する前に適切に処置を施すことはやむを得ないと判断した。

※ ベッコウダケは、サルノコシカケ科に属す。様々な広葉樹の根株腐朽菌で幹の根もとから発生する。水分吸収のための細根はあるので、倒れるまで葉は茂ったままであることから、感染した樹木の葉や枝が風を受けやすく倒木の危険性が高まることが特徴である。木の見目は健全でもキノコを出している時点で、根株内部はかなり腐っている。なお、表面のキノコだけ取り除いても内部でどんどん腐っていくので効果はない。





報告事項

番号	件 名	主 管 課
1	学校運営協議会を設置する学校について	高 校 教 育 課
2	学校運営協議会を設置する学校について	特 別 支 援 教 育 推 進 室
3	平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について	学 校 安 全 ・ 体 育 課

学校運営協議会を設置する学校（コミュニティ・スクール）について

1 新規設置校

- 地域と連携・協働する教育の更なる充実を図るため、16校に新規設置

岩国総合高校	岩国商業高校	柳井高校	田布施農工高校
華陵高校	熊毛北高校	徳山商工高校	防府西高校
山口中央高校	宇部高校	小野田工業高校	豊浦高校
下関西高校	下関北高校	下関工科高校	萩商工高校

2 設置の期日 平成30年4月1日

3 平成30年度実施計画（案）の主な内容

学校運営協議会制度の仕組みを生かした効果的な学校と地域の連携・協働体制の構築に取り組むとともに、学校・学科の特色を生かした高校ならではの取組を行うことにより、地域の活性化や地域課題の解決に向けた拠点としてのコミュニティ・スクールの機能を充実

【16校共通】

- ・学校運営協議会（年3回実施予定）

地元地域の保護者や地域住民に加え、学校・学科の特性に応じて、広く大学や企業の関係者を委員に任命し、学校運営の基本的な方針の承認、学校運営の改善に向けた協議・提言、運営状況についての評価などを実施する予定

【岩国総合高校】

- ・PTA・地域住民による文化祭に向けた環境整備等
- ・地域と協働した文化祭等における企画
- ・地元短期大学フェスティバルへの参加

【岩国商業高校】

- ・幼高大連携（岩国短期大学の出前講義、岩国南幼稚園の保育体験実習）
- ・地元企業と連携した特産品の販売及び商品開発
- ・地域住民を対象とした学校開放講座

【柳井高校】

- ・大学・企業や地域の人材等を活用した講演会
- ・地元幼稚園・小学校への学習支援ボランティア
- ・地元自治体と連携したまちづくり提言

【田布施農工高校】

- ・商品開発・共同研究とその指導助言（オリジナルユリ、乳製品加工、鳥獣害対策等）
- ・小・中学生対象の体験講座（小学生ものづくり教室、加工教室等）
- ・各種イベントでの生産物販売、実演、運営ボランティア

【華陵高校】

- ・山口県立大学との高大連携教育
- ・地元小・中学校との英語連携教育（リトルティーチャー等）
- ・地域と協働した防災の取組

【熊毛北高校】

- ・大学・企業や地域の人材を講師とした授業や講話
- ・地域の特産品等を使用した商品開発
- ・熊北レストランの充実

【徳山商工高校】

- ・地元小・中学校への学習支援（リトルティーチャー等）
- ・大学・企業の人材を活用した授業・講演会
- ・地元特産品を使用した商品開発

【防府西高校】

- ・大学・中学校・企業による発表会における指導・助言及び講話
- ・PTA教育力向上プロジェクトへの地域の方の参加・提言
- ・地元中学校・企業・地域と連携した吹奏楽演奏会

【山口中央高校】

- ・地元大学教員による模擬授業
- ・地域に開かれた文化行事の開催
- ・地元小・中学生への学習支援ボランティア

【宇部高校】

- ・大学・企業や地域の人材を活用した志育成セミナー
- ・大学、関係機関等と連携した課題研究
- ・地元小学生及び保護者を対象としたおもしろ・わくわくサイエンス教室

【小野田工業高校】

- ・地元大学や企業と連携した授業・実習・インターンシップ
- ・地元小学生を対象とした親子ふれあい科学教室
- ・中学校への出前文化祭（高校ブースの設置）

【豊浦高等学校】

- ・大学・企業や地域の人材を活用した講演会
- ・文化祭における地域ブースの設置
- ・「長府地区まちづくり協議会」と連携したボランティア活動

【下関西高校】

- ・地元大学と連携した課題研究及び発表会
- ・文化祭におけるPTA・地域ブースの設置及び保護者等によるボランティア
- ・地元小学校への出前授業

【下関北高校】

- ・大学生と創り上げるまちあるきプログラム～3世代＋1交流まちあるき～
- ・校内専門委員会に地域貢献活動を位置づけ、機能を拡大
- ・地域のイベント及び道の駅での子どもプレイゾーンの企画・運営

【下関工科高校】

- ・ものづくりマイスターの活用による実習支援
- ・地域活性化のための地域行事ボランティア活動
- ・地域の小・中学校への出前授業及び地域の総合支援学校との連携

【萩商工高校】

- ・商業・工業の協働による地元催事の企画・運営（ビワの種飛ばし大会）
- ・地元企業との商品開発及び「萩ふるさとまつり」における販売
- ・地域活性化団体「萩LOVE」との協働によるウェブ制作

※ 先行導入校（16校）

周防大島高校	高森高校	岩国工業高校	熊毛南高校
下松工業高校	南陽工業高校	防府商工高校	西京高校
山口農業高校	宇部工業高校	美祢青嶺高校	長府高校
大津緑洋高校	萩高校	高森みどり中学校	下関中等教育学校

報告事項 2

学校運営協議会を設置する学校（コミュニティ・スクール）について

1 新規設置校

地域と連携・協働する教育の更なる充実を図るため、県立特別支援学校 4 校に新規設置

県立徳山総合支援学校 県立防府総合支援学校 県立山口総合支援学校
県立豊浦総合支援学校

2 設置の期日 平成 30 年 4 月 1 日

3 平成 30 年度実施計画（案）の主な内容

障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を推進するため、学校・家庭・地域・関係機関等が連携・協働した活動の展開により、障害のある幼児児童生徒が安心して地域で生活し、自信をもって社会参加することができるよう社会総がかりによる教育の充実、共生社会の形成を目指す。

【4 校共通】

- ・学校運営協議会（年 3 回実施予定）
保護者や地域住民に加え、医療・福祉・労働等の関係者を委員に任命し、学校運営の基本的な承認、学校運営の改善に向けた協議・提言、運営状況についての評価などを実施する予定。

【徳山総合支援学校】

- ・周南市や保護者の協力を得た防災訓練
- ・櫛ヶ浜地区文化祭での作品展示販売活動（交流及び共同学習）
- ・文化祭における地域住民との交流

【防府総合支援学校】

- ・外部専門家の支援による授業実践（藍染め）
- ・地域フェスタにおける、防府商工高等学校と連携・協働による販売活動（交流及び共同学習）
- ・高等部生徒による地域の市役所等での喫茶サービス

【山口総合支援学校】

- ・西京高等学校陸上部との合同練習による交流活動
- ・ゲストティーチャーによる音楽活動や手遊び歌等による交流活動
- ・地域住民と協力した大歳公民館の花壇整備

【豊浦総合支援学校】

- ・企業や専門家等の支援による授業実践
- ・小串公民館ふれあい祭りにおける作業学習製品等の展示・販売を通じた地域住民等との交流
- ・地域住民や自治会と協力した、地域の清掃活動

※先行導入校 8 校

県立岩国総合支援学校 県立田布施総合支援学校 県立周南総合支援学校
県立山口南総合支援学校 県立宇部総合支援学校 県立下関南総合支援学校
県立下関総合支援学校 県立萩総合支援学校

平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

学校安全・体育課

1 調査名

平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

2 調査の概要

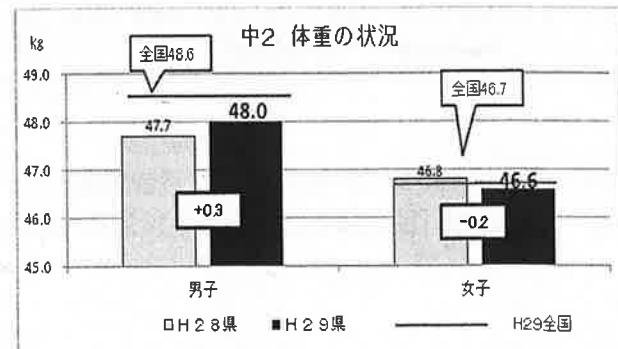
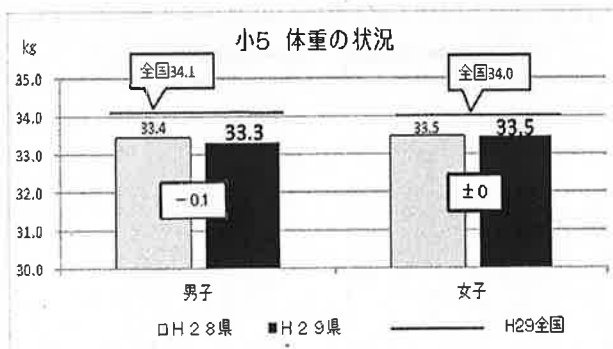
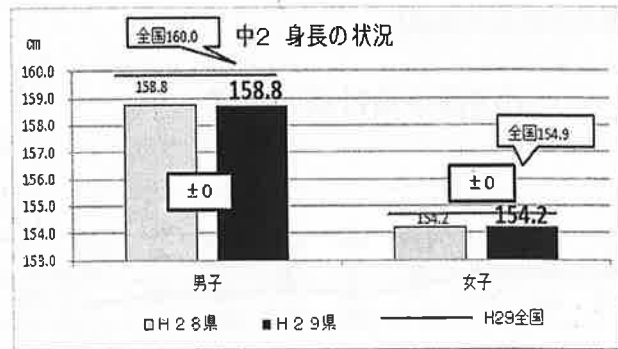
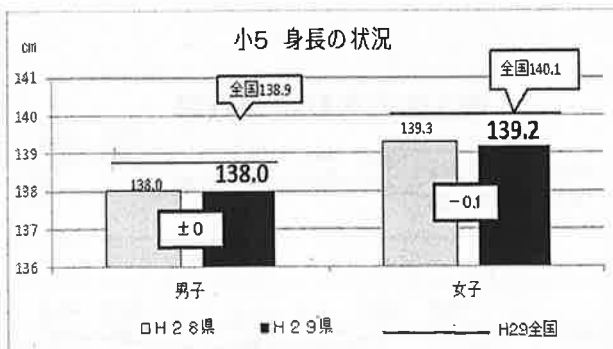
- (1) 調査主体 スポーツ庁
- (2) 調査期間 平成29年4月～7月末（学校ごとに期日を設定）
- (3) 調査内容

調査対象	・小学校第5学年、特別支援学校小学部第5学年 ・中学校第2学年、特別支援学校中学部第2学年
調査方式	・対象学年の全児童・生徒を対象に全国悉皆調査（H28年度も悉皆調査）
調査事項	・実技 小学校8種目（握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ） 中学校8種目（握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走（男子1500m、女子1000m）、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げ） ※中学校は持久走か20mシャトルランのどちらかを選択して実施 ・質問紙調査 児童・生徒質問紙（運動習慣、生活習慣） 学校質問紙（子供の体力向上に係る学校の取組等）

3 調査学校数及び児童・生徒数

校種	区分	調査学校数	調査児童・生徒数（人）		
			男子	女子	合計
小学校	山口県	290	5,668	5,498	11,166
	全国	19,915	542,261	521,432	1,063,693
中学校	山口県	153	5,442	5,182	10,624
	全国	10,384	522,245	500,316	1,022,561

4 児童・生徒の体格の状況

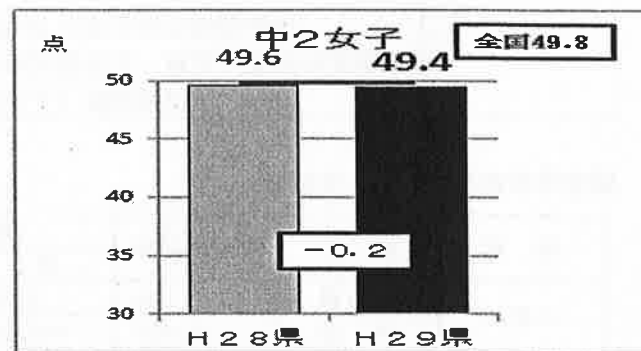
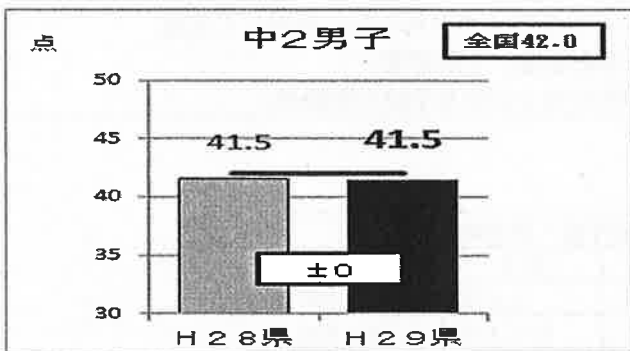
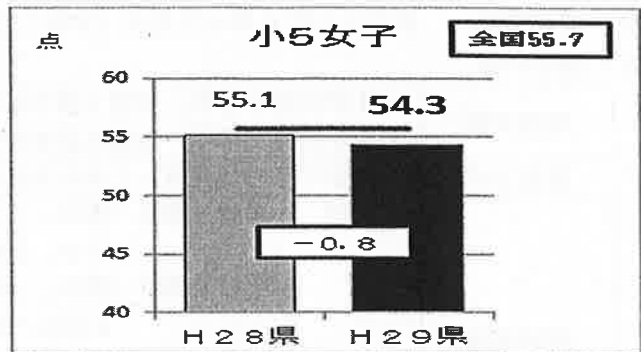
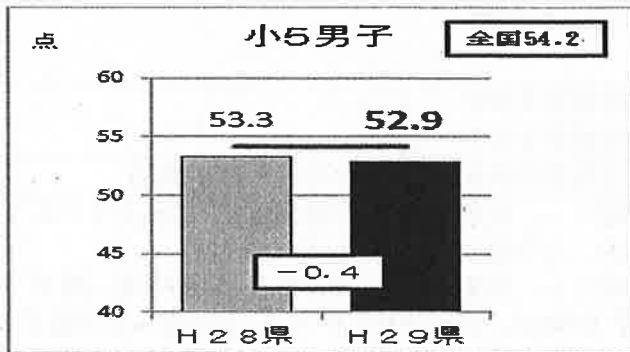


5 児童・生徒の体力の状況

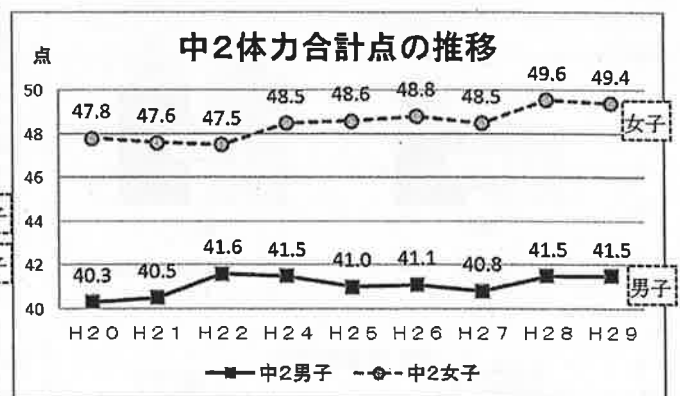
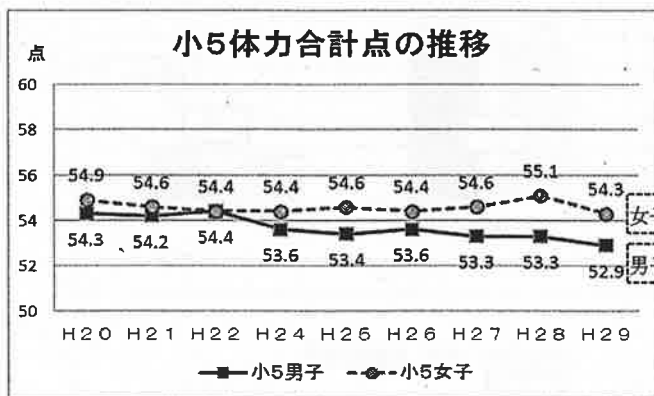
(1) 体力合計点

- 体力の総合的な指標である「体力合計点」は、全国平均と比較して、全ての調査対象が下回った。
- 本県の昨年度の記録と比較すると、中2男子は同値であったが、それ以外は下回った。

【昨年度及び全国平均との比較】



【体力合計点の推移】

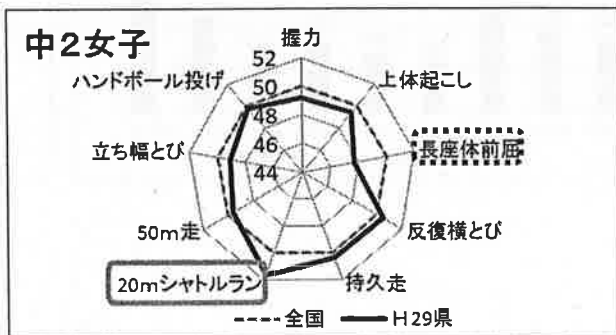
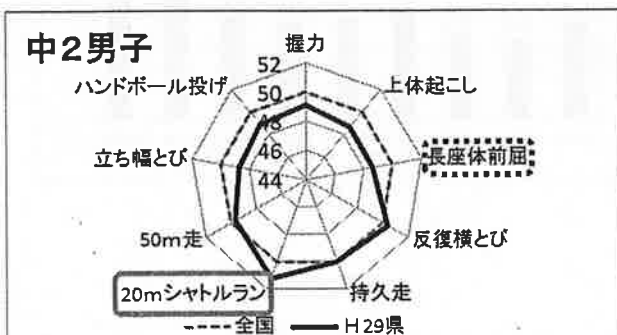
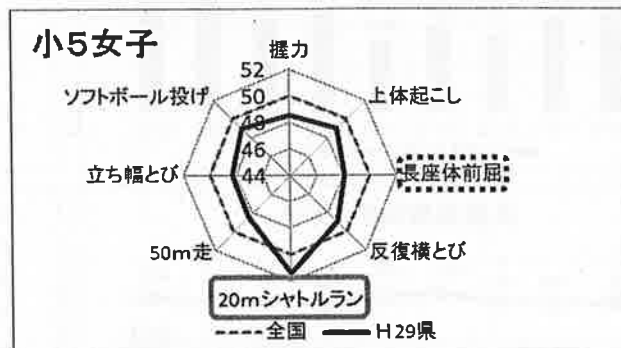
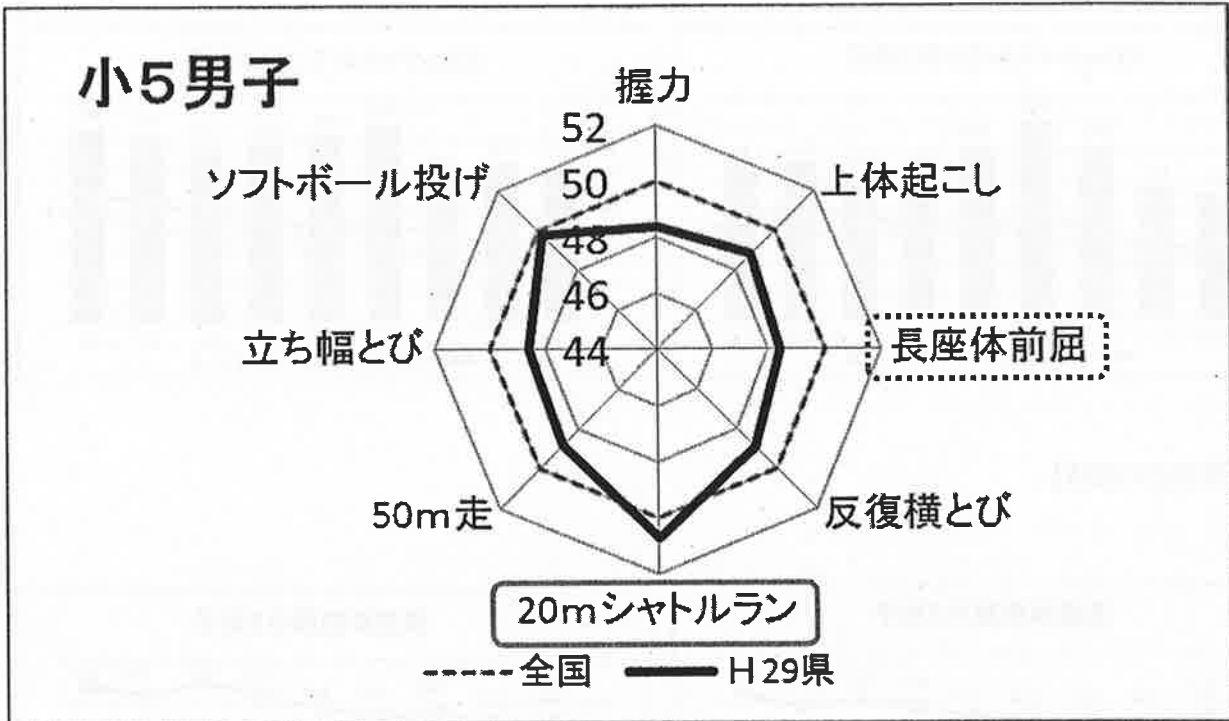


※ H20・21・25・26・27・28・29年度は「悉皆調査」
 H22・24年度は「抽出調査」、H23年度は震災のため調査中止

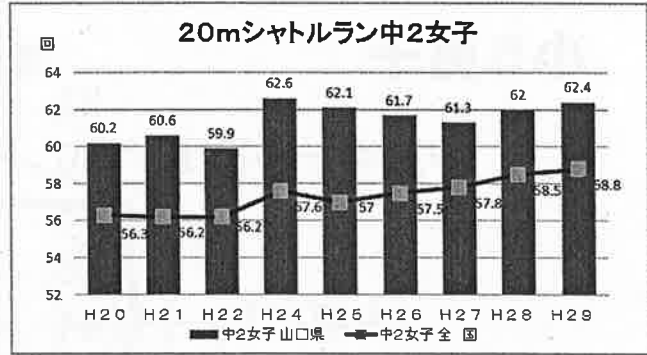
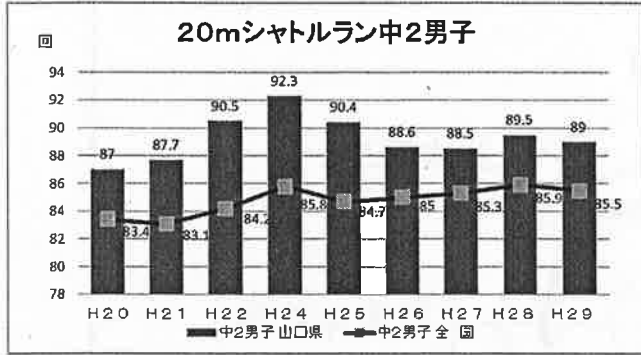
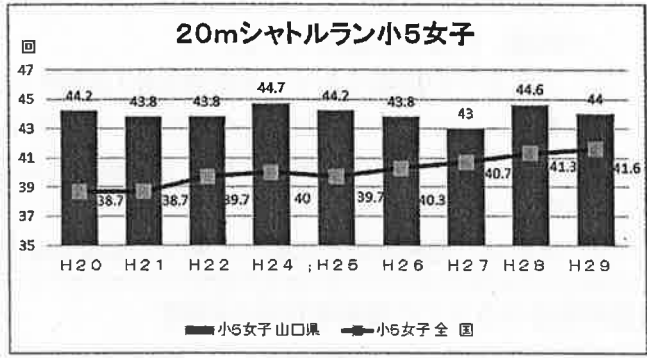
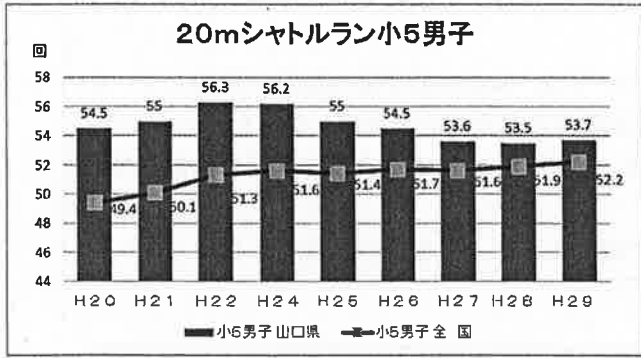
(2) 体力調査各種目の状況

- 全国平均と比較して、20mシャトルラン（持久力）は、全ての調査対象で上回った。これまで同様、持久力に優れている。
- これまでの課題であった長座体前屈（柔軟性）については、本県の昨年度の記録と比較して、小5男子、中2男子で上回り、小5男子、中2男子は本県のこれまでの最高値となった。小5女子、中2女子は昨年度の記録と比較して下回ったものの、昨年度に続くこれまでの2番目の記録であった。
- しかし、全国平均と比較して全ての調査対象で下回っており、引き続き課題である。

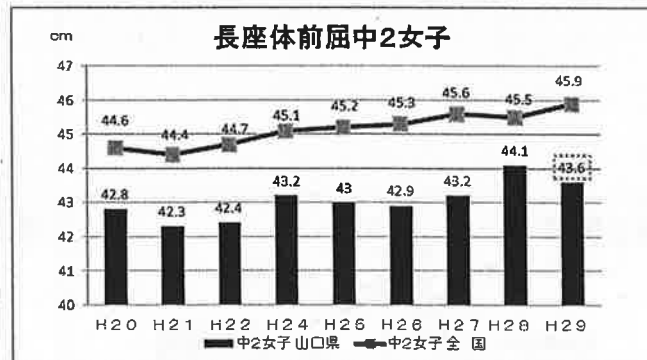
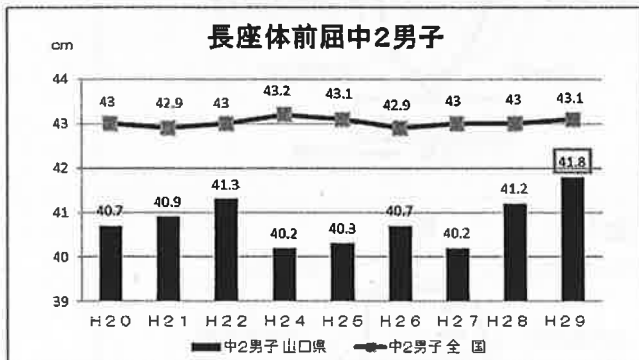
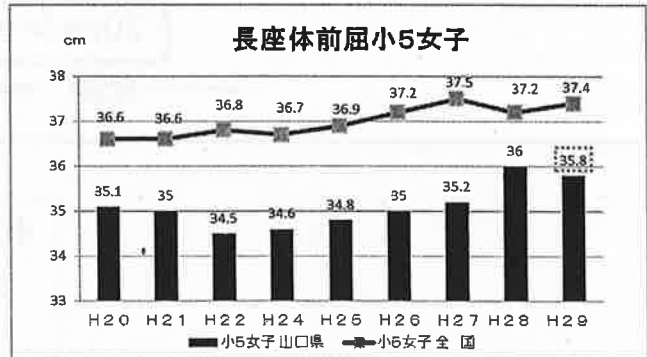
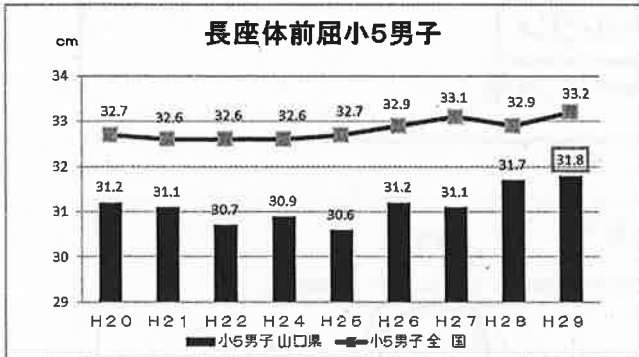
【全国平均を50とした調査項目別の比較】



【20mシャトルランの推移】



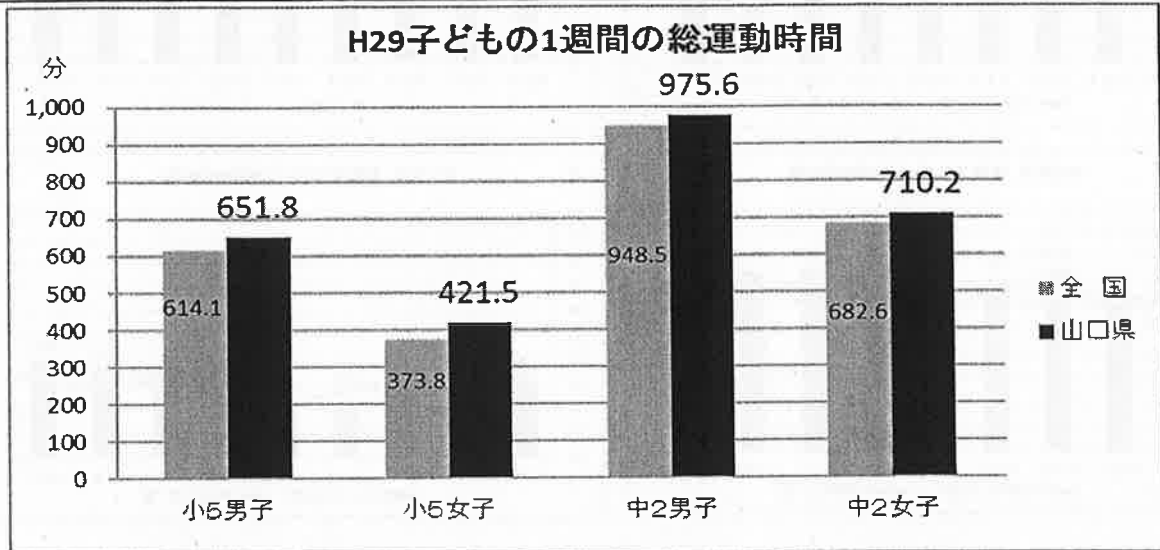
【長座体前屈の推移】



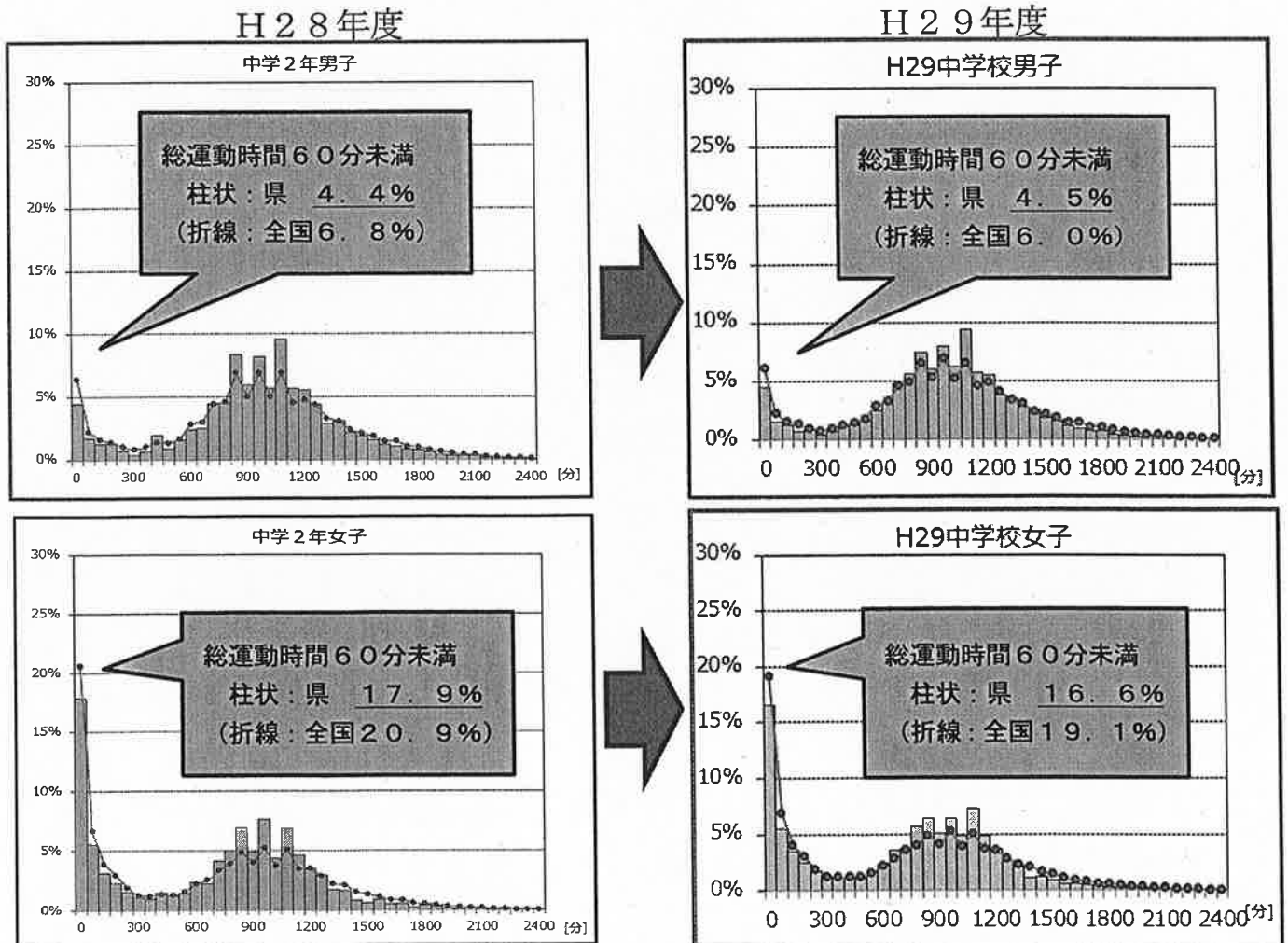
6 運動習慣等調査の状況

【運動やスポーツの実施時間】(体育の時間以外)

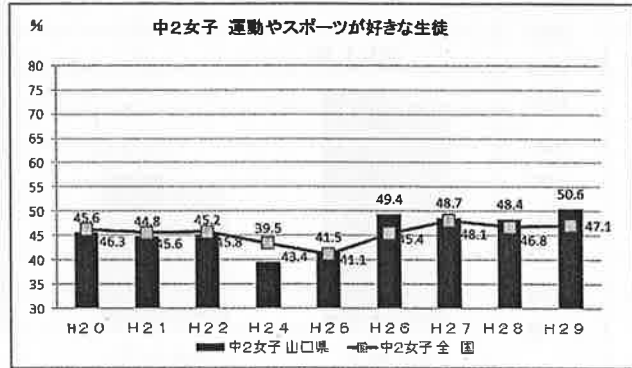
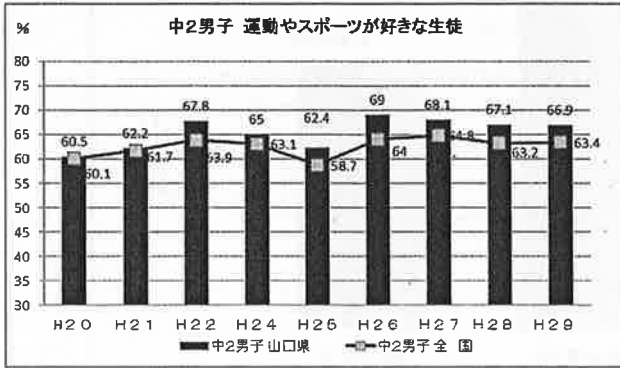
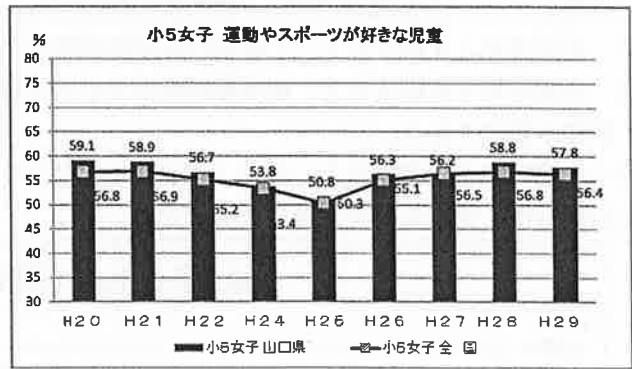
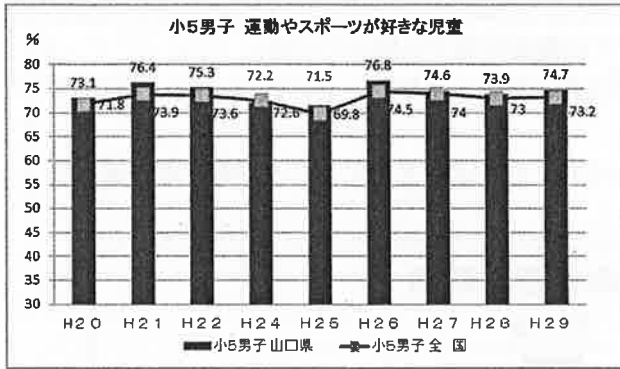
- 全国平均と比較すると、1週間の総運動時間はすべての調査対象で上回っている。
- 全国平均と比較すると、総運動時間が60分未満の生徒の割合は、男女ともに低かった。小学校も同様の傾向である。
- 全国平均と比較すると、運動(体を動かす遊びをふくむ)やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合は、全ての調査対象で上回った。



【1週間の総運動時間別の児童・生徒の割合】(体育の時間以外)



【運動（体を動かす遊びをふくむ）やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合】



7 今年度の成果と課題及び来年度の取組

(成果)

- 昨年度から、全小・中学校の共通課題として取り組んでいる、柔軟性向上を中心とした体力向上の取組により、長座体前屈(柔軟性)においては、本県の昨年度の記録と比較して、小5男子、中2男子で上回り、小5男子、中2男子は本県のこれまでの最高値となった。小5女子、中2女子は昨年度の記録と比較して下回ったが、昨年度に続くこれまでの2番目の記録であった。
- 20mシャトルラン(持久力)は、全国平均と比較して、全ての調査対象で上回った。
- 運動習慣については、運動(体を動かす遊びをふくむ)やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合や1週間の総運動時間は、全国平均と比較して、全ての調査対象で上回った。

(課題)

- 「体力合計点」については、全ての調査対象で、全国平均には届いていない。
- 本県の課題である長座体前屈(柔軟性)においても、これまでの県の最高値、2番目の値を記録したものの、全国平均を全ての調査対象で下回っている。

(来年度の取組)

- 各学校における柔軟性向上運動メニューの実施率向上を目指す。
- 小学校における、ウェブを活用した参加型による体力向上の取組の拡充。
- 各校の実態に応じた「新!体力向上プログラム」の作成と取組スケジュールの変更

(具体的内容)

- 柔軟性向上運動メニューの取組
 - ・ 体育科、保健体育科授業の準備運動として全ての小・中学校で実践
 - ・ 小中連携による、中学校保健体育科体育教員と体育授業マイスターによる出前授業(運動メニューの実践)
- 各校の実態に応じた「新!体力向上プログラム」の作成と取組スケジュールの変更
 - ・ 「柔軟性向上」及び得意な種目をさらに伸ばす、特色ある1校1取組の促進
 - ・ 取組スケジュールの変更
- 体育科・保健体育科授業の充実
 - ・ 学習補助資料の活用啓発
 - ・ 授業改善(新学習指導要領移行実施)
 - ・ 体づくり運動の充実
 - ・ 柔軟性向上運動メニューの定着
 - ・ 小教研・小体連との連携(体力向上を視野に入れた授業づくりの研究)
 - ・ 小中連携の促進
- 運動習慣の継続に向け、学校・家庭・地域が一体となった取組の推進
 - ・ ウェブサイトを活用した参加型によるバランスのとれた体力向上の取組の拡充(やまぐちスポーツチャレンジ)
 - ◆ 課題の見られる体力種目向上に繋がる運動種目の選定(鉄棒ぶら下がりによる握力向上等)
 - ◆ 運動習慣定着に向けた運動種目の選定(長縄連続8の字跳び等)
 - ◆ 特色ある1校1取組とリンクさせた、他校に紹介したい運動や遊びの紹介
 - ・ 地域の人材を活用した休み時間の運動や体育活動の充実
 - ・ 学校体育通信「やまぐちっ子の元気」の家庭配布の開始

児童・生徒の体格の状況

■ は全国平均値以上 □ はH28を上回る

校種	性別	区分	身長(cm)	体重(kg)	正常の範囲の児童生徒の割合
小学5年生	男	H28山口県	138.0	33.4	88.1%
		H29山口県	138.0	33.3	89.0%
		H29全国	138.9	34.1	87.3%
	女	H28山口県	139.3	33.5	90.3%
		H29山口県	139.2	33.5	91.1%
		H29全国	140.1	34.0	89.7%
中学2年生	男	H28山口県	158.8	47.7	91.5%
		H29山口県	158.8	48.0	91.3%
		H29全国	160.0	48.6	89.8%
	女	H28山口県	154.2	46.8	90.0%
		H29山口県	154.2	46.6	89.8%
		H29全国	154.9	46.7	89.6%

※表のグレーの部分は全国平均値以上、太囲みは平成27年度より向上を示しており、以下の表も全て同じです。

〈肥満傾向児・痩身傾向児の出現率の算出・判定方法〉

「児童生徒の健康診断マニュアル（改訂版）」より
平成18年3月31日発行（財）日本学校保健会

・標準体重(kg) = a × 身長(cm) - b
 ・肥満度(%) = (自分の体重(kg) - 標準体重(kg)) ÷ 標準体重(kg) × 100

標準体重を求める係数					判定基準	
年齢	男子		女子		肥満度	判定
	a	b	a	b		
6(小1)	0.461	32.382	0.458	32.079	50%以上	高度肥満
7(小2)	0.513	38.878	0.508	38.367	30～49.9%	中等度肥満
8(小3)	0.592	48.804	0.561	45.006	20～29.9%	軽度肥満
9(小4)	0.687	61.390	0.652	56.992	-19.9～19.9%	正常
10(小5)	0.752	70.461	0.730	68.091	-29.9～-20%	やせ
11(小6)	0.782	75.106	0.803	78.846	-30%以下	高度やせ
12(中1)	0.783	75.642	0.796	76.934		
13(中2)	0.815	81.348	0.655	54.234		
14(中3)	0.832	83.695	0.594	43.264		

児童・生徒の体力調査各種目の状況

は全国平均値以上 はH28を上回る

校種	性別	区分	握	上	長	反	20	持	5	立	ハン	体
			力	体	座	復	m	久	0	ち	ソフ	
			(kg)	(回)	(cm)	(回)	(回)	(秒)	(秒)	(cm)	(m)	力
												合
												計
												点
												(点)
小学5年生	男	H28山口県	16.2	19.2	31.7	42.0	53.5	—	9.41	149.9	22.2	53.3
		H29山口県	15.9	19.2	31.8	41.1	53.7		9.48	148.6	22.4	52.9
		H29全国	16.5	19.9	33.2	42.0	52.2		9.37	151.7	22.5	54.2
	女	H28山口県	15.7	18.2	36.0	40.5	44.6	—	9.65	143.3	13.7	55.1
		H29山口県	15.6	18.3	35.8	39.4	44.0		9.74	142.0	13.5	54.3
		H29全国	16.1	18.8	37.4	40.1	41.6		9.60	145.5	13.9	55.7
中学2年生	男	H28山口県	28.1	27.1	41.2	52.4	89.5	390.3	8.03	190.6	20.0	41.5
		H29山口県	28.2	26.7	41.8	52.2	89.0	391.3	8.02	190.9	20.0	41.5
		H29全国	28.9	27.3	43.1	51.8	85.5	392.3	8.00	194.6	20.5	42.0
	女	H28山口県	23.4	23.3	44.1	47.2	62.0	286.3	8.83	166.8	12.9	49.6
		H29山口県	23.4	23.4	43.6	47.1	62.4	285.8	8.83	166.3	12.9	49.4
		H29全国	23.8	23.6	45.9	46.8	58.8	288.1	8.81	168.4	12.9	49.8
体力要素	筋力		○	○					○	○	○	
	柔軟性				○							
	敏捷性					○			○			
	持久力			○			○	○				
	調整力					○				○	○	

※持久走は、中学生のみの項目 男子1500m 女子1000m
 ※中学生は「20mシャトルラン」か「持久走」のどちらかを選択して実施
 ※「ソフトボール投げ」は小学生、「ハンドボール投げ」は中学生

協議事項

番号	件 名	主 管 課
1	「教員育成指標」の策定について	教 職 員 課
2	「山口県 学校における働き方改革加速化プラン」の策定について	教 職 員 課

教員育成指標の策定について

教職員課人事企画班

1 背景

教員の養成・採用・研修に関する課題

- ア 年齢構成の不均衡
 - ベテラン教員の知識・技能を若手教員に継承する体制づくり
 - ミドルリーダーの育成
- イ 大学等と教育委員会の連携
 - 教員育成に関するビジョンの共有
 - 学校現場のニーズに対応した教員養成カリキュラムの改善
- ウ 教員の多忙化
 - 一人ひとりの教員のキャリアステージに応じた体系的な研修の実現
- エ 新たな教育課題等への対応
 - 教員の学び・成長を効果的にサポートする必要性

教育公務員特例法の改正

(公布：平成28年11月28日 施行：平成29年4月1日)

【主な改正内容】

① 資質の向上に関する「指標」の策定

県教委は、国が策定した指針を参酌し、その地域の実情に応じ、向上を図るべき資質に関する「指標」を定める。

② 「教員研修計画」の策定

県教委は、「指標」を踏まえ、研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画を定める。

③ 「協議会」の設置

県教委は、「指標」の策定に関する協議及び教員等の資質の向上に必要な事項の協議を行う「協議会」を組織する。

「協議会」は、県教委及び教員等の資質の向上に関係する大学等をもって構成する。

【資質の向上に関する「指標」の目的・内容】

- 資質の向上に関する「指標」の策定により、大学と教育委員会が目標を共有し、連携を図る。
- 「指標」は、文部科学省の示す指針を参酌しながら、教員のキャリアステージや能力、適性、学校種等を考慮し、各地域の実態に応じて策定する。
- 「指標」は、現場の教員が各段階において身に付けるべき資質能力の具体的な目標となるものとする。

2 県の対応

(1) 協議会設置への対応

- 山口県教員養成等検討協議会（H25年度設置）の設置要綱改正
- 位置付け、構成員の変更

(2) 指標策定に係る検討過程

- 教育委員会会議における意見交換（H28.12）
- 庁内WGにおける検討
- 協議会での協議（今年度3回実施）

3 指標（案）の概要

(1) 策定の基本方針

- 「教職員人材育成基本方針」を具体化

(2) 概要

- 対象とする校種、職種
 - 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
（県教委が任命権者となる学校）
 - 教諭、養護教諭、栄養教諭、管理職
（指針に示されたもののうち、本県で設置している職）
- キャリアステージ・項目

職・項目		キャリアステージ	採用時	若手 【自立・向上期】	中堅 【充実期】	ベテラン 【発展期】
教諭	学習指導	理解している	それぞれの項目について	実際に取り組んでいる	それぞれの項目について	学校組織としての取組に 提言している
	生徒指導・教育相談等					
	その他の教育活動					
	学校運営					
養護教諭	保健管理・保健教育	理解している	それぞれの項目について	実際に取り組んでいる	それぞれの項目について	学校組織としての取組に 提言している
	生徒指導・教育相談等					
	その他の教育活動					
	学校運営					
栄養教諭	食の指導	理解している	それぞれの項目について	実際に取り組んでいる	それぞれの項目について	学校組織としての取組に 提言している
	生徒指導・教育相談等					
	その他の教育活動					
	学校運営					

項目		職	教頭・部主事	校長・副校長
管理職	素養	学校の組織運営 の動きをつくっ ている	学校の組織運営 の動きをつくっ ている	学校の組織運営 体制を構築して いる
	学校運営			
	学校教育の管理			
	人材育成			

公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針 《概要》

1 背景及び趣旨

- 教員には、常にその資質の向上を図り続けることが求められる一方、教員を巡る環境や社会状況は大きく、急速に変化。
- 新しい時代の教育に対応できるよう、学習指導要領の趣旨を実現するための教員の資質の向上に向けた環境を整えることが不可欠であることから、教育公務員特例法の一部改正により、新たな制度が創設。
- 指標策定の趣旨は、教員等の資質の向上を担う任命権者と教員養成を担う大学等の共通認識の下、教員等が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質を明確化すること。
- 本指針は、教員等の計画的・効果的な資質の向上を図るため、法の規定（第22条の2第1項）に基づき策定。

2 公立の小学校等の教員等としての資質の向上に関する基本的な事項

(1) 基本理念

- 学習指導要領等の趣旨を実現するために必要とされる資質の向上
 - ・ 知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力・人間性等の涵養
 - ・ カリキュラム・マネジメント
 - ・ 主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善
 - ・ 学校段階間の円滑な接続
 - ・ 学習評価の充実

(2) 公立の小学校等の教員等としての資質の向上を図るに当たり踏まえるべき基本的な視点

- 社会変化の視点（ICT、グローバル化、人工知能、貧困、格差・・・）
- 近年の学校を取り巻く状況の変化の視点（生徒指導、特別支援、キャリア・・・）
- 家庭・地域との連携・協働の視点（コミュニティ・スクール）
- 各教員等の成長の視点（継続的な資質向上、長所や個性の伸長）
- 学校組織の改善の視点（チーム学校としての対応）

3 公立の小学校等の教員等としての資質の向上に関する指標の内容に関する事項

(1) 学校種・教員等の職等の範囲

- 学校種（教特法第12条）教員等（教特法第2条）
- すべての学校種、職等個別に策定を要するものではない。
- 校長については他の職とは明確に区別できるよう留意する。

(2) 職責、経験及び適性に応じた成長段階の設定

- 学校種や職の指標ごとに複数の成長に関する段階を設けることとする。
- 必ず、新採教員に対して任命権者が求める資質を第一段階として設ける。

(3) 指標の内容を定める際の観点

- 素養
- 学級経営、ガイダンス及びカウンセリング
- 幼児児童生徒理解、生徒指導、教育相談、進路指導、キャリア教育等
- 特別な配慮を要する幼児児童生徒への指導
- 学校運営
- 他の教職員との連携及び協働の在り方

4 その他公立の小学校等の教員等としての資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

(1) 指標の策定に当たって必要とされる手続

- 協議会における協議をあらかじめ経ること。
- 新採教員に対して任命権者が求める資質については、協議会で共通理解を図ることが必要。国の策定する「教職コアカリキュラム」や大学における教員養成課程の実態を踏まえること。
- 教員研修計画（法第22条の4）は、指標を踏まえたものであること。

(2) 指標に基づく教員等の資質の向上の推進体制の整備及び指標の改善等

- 教育振興基本計画等との整合を図ること。

学校における働き方改革の推進について

教職員課

1 現状

○本県教員の勤務状況（平成29年4月～7月）

	月平均 時間外業務時間	時間外業務時間	
		月80時間以上の人数・割合	
小学校	47.7時間	391人	9.2%
中学校	66.7時間	753人	29.5%
高等学校等	62.6時間	631人	26.4%
特別支援学校	23.6時間	32人	2.7%

※中・高では時間外が月60時間を超えている。また、過労死ライン(時間外月80時間)を超える割合は、中学校・高校とも3割近くとなっている。

⇒ 厳しい勤務実態の早急な改善が必要

2 これまでの取組等

- 業務改善目標の設定「平成31年度までに、時間外業務時間の3割削減」(H29.3)
- 部活動の休養日等の基準設定(H29.3)
- 業務改善プロジェクトチームの設置(H29.4)
- 業務改善モデル事業の実施(H29.6～、宇部市・美祢市)

3 国の動向

- 文科大臣諮問「学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(H29.6)
 - ・中教審特別部会「学校における働き方改革に係る緊急提言」(H29.8)
 - ・同上「学校における働き方改革に関する総合的な方策(中間まとめ)」(H29.12)
 - ・文部科学省「学校における働き方改革に関する緊急対策」(H29.12)
 - ・同上「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(通知)」(H30.2)

※中教審の最終答申は平成30年8月頃の予定

- スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(H30.3策定予定)

4 今後の取組

新学習指導要領への対応も含め、長時間勤務の是正や教員が学習指導などの本来担うべき業務に集中できる環境の整備に向け、取組の加速化が必要

「山口県 学校における働き方改革加速化プラン」の策定

めざすもの

- 持続可能な学校の指導・運営体制の構築
- 教職員のワーク・ライフ・バランスの実現

「山口県 学校における働き方改革加速化プラン」(案)の概要

教職員課

1 目標・期間

- 目標 平成29年3月に定めた業務改善目標を、当面の目標として位置付ける。

平成29年度からの3年間で、教員の時間外業務時間を30%削減
 ※平成31年度の教員の時間外業務時間を、平成28年度比30%減とする。

- 期間 当面、目標の期限である平成32年3月まで
 ※取組の検証、国のガイドライン等を踏まえ平成31年3月に改善・見直し

2 取組の推進体制

- 教育庁内に「学校における働き方改革推進室」を設置して、改革に係る施策等の企画及び総合調整、適切な進行管理を実施
- 「学校における働き方改革推進会議」において、市町教育委員会や校長会等と連携しながら、プランに基づく各種取組を積極的に展開
- 「地域連携教育アドバイザー」を活用し、保護者・地域との連携による改革を推進

3 取組の概要

- 3つの柱と、それを具体化した13の取組による働き方改革の加速化

3つの柱	13の取組	内容等
柱1 業務の見直し・効率化	① 事業・校務等の総点検と精選	調査や会議等の精選・簡素化
	② 統合型校務支援システムの導入	校務の電子化による効率化(県立高校)
	③ 校務支援ツールの改修・活用促進	校務の電子化による効率化(小・中学校)
	④ 学校・教師が担う業務の在り方の整理	学校・教師が担う業務について、保護者・地域等との役割分担について検討
柱2 勤務体制等の改善	⑤ 勤務時間管理の適正化	ICカード等の整備による出退勤管理
	⑥ 意識改革を図る研修の充実	組織管理、時間管理等に関する研修の充実
	⑦ 部活動の在り方の整理	休養日・活動時間、運営体制等の検討
	⑧ 留守番電話の導入	時間外の留守番電話対応(県立学校)
	⑨ メリハリのある働き方のルール化	「最終退校時刻」「学校閉庁日」「ノー残業デー」等の設定
柱3 学校支援人材の活用	⑩ 学校業務支援員の配置	事務的業務を補助する人材配置への支援
	⑪ 地域連携活動支援員の配置	地域連携業務を補助する人材配置への支援
	⑫ 部活動指導員の配置	部活動の顧問を担当する人材の配置・支援
	⑬ 地域連携教育アドバイザーの活用	家庭・地域との連携の推進

4 県教育委員会、市町教育委員会及び学校によるプランの活用

- (県教委) 本プランに基づく各種取組を積極的に展開
- (市町教委) 県教委の取組等を参考に、主体的な取組の推進
- (学校) 教育委員会からの助言・支援のもと、各学校の課題に応じた取組の推進

5 進行管理

- 「学校における働き方改革推進室」を中心に、取組の検証・改善
- 学校現場の実態・ニーズ、国の動向等を踏まえ、必要に応じてプランの見直しを実施

